

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条)

平成21年9月

株式会社 第三銀行

目 次

はじめに	1
1. 経営強化計画の実施期間	1
2. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標.....	1
(1) 収益性を示す指標	1
(2) 業務の効率性を示す指標	2
3. 経営の改善の目標を達成するための方策	2
(1) 経営の現状	2
(2) 中期経営計画におけるこれまでの取組み.....	6
(3) 今後の経営戦略.....	7
4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	35
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策.....	35
(2) リスク管理の体制の強化のための方策	36
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策	40
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策.....	41
(5) 情報開示の充実のための方策	42
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	43
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	43
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策.....	46
6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	55
(1) 金額・条件	55
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	56
7. 剰余金の処分の方針	57
(1) 配当に対する方針	57
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針	57
(3) 財源確保の方策.....	57
8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	59
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等	59
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等	61
機能強化のための計画の前提条件	65

はじめに

当行は、経営理念の1つとして「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」を掲げ、創業以来、地域経済の活性化に力を注いでまいりました。

平成21年3月期は、世界的な金融危機が実体経済にも大きなダメージを与え、個別企業の業績悪化を受け、有価証券市場はさらに大きく下落したことなどから、保有有価証券の減損処理の増加及び信用コストの増加を主因に、大幅な赤字を計上いたしました。

当行が主な営業基盤とする東海・近畿地域の企業業績も悪化しており、当行の主要なお取引先である中小規模事業者等の資金繰りも厳しい状況にあります。

当行では、こうした経済情勢のもと、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域の取引先に円滑に資金供給を行うことが地域金融機関としての最大の責務であると認識しています。

この責務を果たすとともに、長引く金融経済環境の低迷や実体経済の悪化に立ち向かい、真に地域経済活性化のお役に立つためには、フォワードルッキングの経営という考え方の下、資本増強が必要であると判断いたしました。

この資本増強を図ることで財務基盤を一層強固なものにし、厳しい状況に直面する地域経済の活性化に向けて、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域中小規模事業者等の皆様に対する貸出増強に活用していく所存であります。

1. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、平成21年4月より平成24年3月までの経営強化計画を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

2. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

(1) 収益性を示す指標

【コア業務純益の改善額（表1）】

（単位：百万円）

	18/3期 実績	18/9期 実績	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績	
コア業務純益	9,685	3,868	8,833	4,512	7,141	4,331	6,452	
	計画 始期	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画	始期より の改善額
	6,452	3,318	7,103	3,663	7,505	3,754	7,883	1,431

※ コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

※ 21/3期が計画始期

(2) 業務の効率性を示す指標

【業務粗利益経費率の改善幅 (表 2)】

(単位: %)

	18/3 期 実績	18/9 期 実績	19/3 期 実績	19/9 期 実績	20/3 期 実績	20/9 期 実績	21/3 期 実績	
業 務 粗 利 益 経 費 率	58.85	62.74	60.99	63.28	65.99	92.33	105.21	
	計画 始期	21/9 期 計画	22/3 期 計画	22/9 期 計画	23/3 期 計画	23/9 期 計画	24/3 期 計画	始期より の改善幅
	105.21	65.30	64.48	64.47	63.92	63.33	62.03	△43.18

※ 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) / 業務粗利益

※ 機械化関連費用は、事務機器等の減価償却費、機械賃借料、機械保守費等を計上

※ 21/3 期が計画始期

3. 経営の改善の目標を達成するための方策

(1) 経営の現状

① 概況

当行は、大正元年の創業以来、三重県を中心に、東海、近畿地域にも店舗ネットワークを展開し、広域店舗網を活かした営業を展開するとともに、それぞれの地域に根ざした金融サービスの提供に努めてまいりました。

特に、地域金融機関の社会的使命として、経営理念の第一番目に、「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」を掲げ、地域に一番密着している地域金融機関の実現に向けた様々な施策に取組み、地域の発展に向けた幅広い貢献に力を注いでおります。

なかでも、地域でお預かりした預金は地域の中小規模事業者等の皆様への資金として円滑に還流させることを基本姿勢とし、例えば三重県内のお客様からお預かりした預金の 61%を三重県内の融資に向けるなど地域でお預かりした預金をできるだけその地域のお客様にご融資として利用いただくとともに、高い水準の中小企業等向け貸出比率を維持するなど金融仲介機能の強化に努めております。

しかしながら、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱は、昨年秋以降一段と厳しさを増し、実体経済も急速に悪化しました。

地域における経済環境も厳しさを増しており、中小規模事業者等の資金繰りも厳しい状況にあります。当行は、いかなる状況にあってもこれまでと同様に地域での金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域の中小規模事業者等の皆様へ円滑に資金供給を行うことが、地域金融機関としての最大の責務であると認識しています。

そのためには、フォワードルッキングの経営という考え方の下、資本増強を図ることで財務基盤を一層強固なものにし、健全性を高めてリスクテイク余力を増加させ、地域における金融仲介機能をより一層発揮することにより、強固な取引基盤の構築を推進する一方で、経費削減を含めた効率的な経営を実現し、収益力の強化を図る必要があります。

② 平成 21 年度 3 月期決算の概要

イ. 経営環境

平成 20 年度の我が国経済は、前半はサブプライムローン問題に端を発した世界経済の減速による輸出の鈍化と資源価格の高騰による企業収益の悪化から、弱い動きが続いていましたが、9 月の米国大手金融機関の破綻を境に世界同時不況が進行し、外需依存の国内景気は急速に悪化しました。

当行の主たる営業基盤である三重県内につきましても、鉱工業生産は大幅に減少し、個人消費も弱い動きが続きました。また、雇用情勢につきましても、有効求人倍率は期末にかけて 1 倍を下回るなど悪化し、県内経済は急速に悪化し、中小規模事業者等を取り巻く環境は当面厳しい状況が続くと考えられます。

ロ. 資産・負債の状況(単体ベース)

平成 21 年 3 月末の貸出金残高は、住宅ローンで期中 74 億円の増加となったことに加え、信用保証協会の「原材料価格高騰対応等緊急保証」の取組を積極的に行ったことなどから、期中 274 億円増加し、1 兆 1,173 億円となりました。

一方、預金残高は、個人預金を中心に期中 318 億円増加し、期末残高は 1 兆 6,321 億円となりました。

有価証券につきましては、金融市場の混乱を受け慎重な運用方針としたことや、思い切った減損処理を実施したことなどから期中 333 億円減少し、期末残高は、4,543 億円となりました。

【資産・負債の推移(表 3)】

(単位：百万円)

	21 年 3 月末			20 年 9 月末	
	実績	20 年 9 月末比	20 年 3 月末比	実績	実績
資産	1,722,763	△ 2,489	△ 8,060	1,725,252	1,730,823
うち貸出金	1,117,361	24,597	27,410	1,092,764	1,089,951
うち有価証券	454,311	△ 36,142	△ 33,344	490,453	487,655
負債	1,689,543	25,313	26,247	1,664,230	1,663,296
うち預金等	1,635,175	22,198	34,830	1,612,977	1,600,345
うち社債・借入金	25,053	△ 17	△ 34	25,070	25,087
純資産	33,219	△ 27,802	△ 34,308	61,021	67,527

*21 年 3 月末実績の「うち預金等」には、譲渡性預金 3,000 百万円を含んでおります。

ハ. 損益の状況

資金利益については、貸出金利息は増加したものの有価証券利息配当金収入が減少したことや、3～5 年の中期資金の獲得を図るための特別金利定期預

金の取扱いや預金残高の増加により預金利息が増加したことなどから、前期に比べ 21 億 41 百万円減少し、276 億 30 百万円となりました。

また、思い切った有価証券の減損処理を実施したことによって、国債等債券損益が減少したことなどから、その他業務利益は前期比 89 億 16 百万円減少し、△111 億 36 百万円となりました。

一方、経費につきましては、人件費は減少いたしましたが、物件費は IT 関連経費の増加等により、前期比 30 百万円増加しました。

以上の結果、業務純益は前期比 134 億 56 百万円減少し、△48 億 97 百万円となりました。

また、コア業務純益は前期比 6 億 89 百万円減少し、64 億 52 百万円となりました。

一般貸倒引当金は、貸倒実績率が上昇したことによって、7 億 54 百万円の繰入となり、前期比 24 億円の費用増加となりました。

臨時損益については、株式関係損益が、株価の下落による株式の減損処理を 134 億 89 百万円実施したことにより、△132 億 4 百万円となったことや、不良債権処理額が、急激な経済環境の悪化により 49 億 39 百万円増加したことなどから、前期比 183 億 28 百万円減少しました。

以上のことから、経常利益は 295 億 92 百万円の損失、当期純利益は 276 億 58 百万円の損失となりました。

二．不良債権の状況

金融再生法開示債権は、回収の強化に努めたことに加え、再生や業況の回復等による債務者のランクアップ等により、前期末比 61 億 4 百万円減少し、293 億 81 百万円となりました。また、金融再生法開示債権比率は、開示債権残高の減少及び総与信の増加により、前期末比 0.61 ポイント低下し、2.59%となりました。

【損益状況の推移（表４）】（単体）

（単位：百万円）

	21年3月期		20年3月期 実 績	19年3月期 実 績
	実 績	20年3月期比		
業務粗利益	18,155	△ 11,026	29,181	31,091
（コア業務粗利益）	（ 28,750 ）	（ △ 659 ）	（ 29,409 ）	（ 30,890 ）
資金利益	27,630	△ 2,141	29,771	31,240
役務取引等利益	1,662	31	1,631	2,004
その他業務利益	△ 11,136	△ 8,916	△ 2,220	△ 2,152
（うち国債等債券損益）	（ △ 10,594 ）	（ △ 10,367 ）	（ △ 227 ）	（ 201 ）
経費（除く臨時処理分）	22,298	30	22,268	22,056
（うち人件費）	（ 12,234 ）	（ △ 247 ）	（ 12,481 ）	（ 12,377 ）
（うち物件費）	（ 9,135 ）	（ 301 ）	（ 8,834 ）	（ 8,714 ）
一般貸倒引当金繰入	754	2,400	△ 1,646	△ 1,067
業務純益	△ 4,897	△ 13,456	8,559	10,103
（コア業務純益）	（ 6,452 ）	（ △ 689 ）	（ 7,141 ）	（ 8,833 ）
臨時損益	△ 24,695	△ 18,328	△ 6,367	△ 3,735
（うち不良債権処理額）	（ 9,926 ）	（ 4,939 ）	（ 4,987 ）	（ 5,789 ）
（うち株式等関係損益）	（ △ 13,204 ）	（ △ 13,818 ）	（ 614 ）	（ 2,760 ）
（うち退職給付費用）	（ 661 ）	（ 2 ）	（ 659 ）	（ 527 ）
経常利益	△ 29,592	△ 31,783	2,191	6,367
特別損益	△ 95	528	△ 623	△ 68
税引前当期純利益	△ 29,688	△ 31,255	1,567	6,299
法人税、住民税及び事業税	55	3	52	64
法人税等調整額	△ 2,084	△ 2,568	484	2,611
当期純利益	△ 27,658	△ 28,689	1,031	3,623

【金融再生法開示債権比率の状況（表５）】（単体）

（単位：百万円）

	21年3月末			20年3月末 実 績	19年3月末 実 績
	実 績	20年3月末比	19年3月末比		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,518	1,522	1,049	7,996	8,469
危険債権	15,827	△ 1,599	△ 3,475	17,426	19,302
要管理債権	4,036	△ 6,027	△ 7,185	10,063	11,221
合 計（A）	29,381	△ 6,104	△ 9,611	35,485	38,992
正常債権	1,104,705	31,571	70,189	1,073,134	1,034,516
総 与 信（B）	1,134,087	25,467	60,578	1,108,620	1,073,509
金融再生法開示債権比率（A）／（B）（％）	2.59	△ 0.61	△ 1.04	3.20	3.63

（注）19年3月末には部分直接償却 5,095百万円、20年3月末には 6,163百万円、21年3月には 13,522百万円をそれぞれ実施しております。

(2) 中期経営計画におけるこれまでの取り組み

当行は、これまで培ったスキルやノウハウの活用を通じて、地域に対する円滑で安定的な資金供給と質の高い金融サービスを提供することにより、地域経済の活性化に向けた地域密着型金融の推進を強化していくことが、地域との共存共栄を旨とする当行の使命であると考えております。

① 中期経営計画（平成 19 年度～平成 22 年度）

当行では平成 16 年 4 月から、平成 24 年 10 月に当行が創立 100 周年を迎える時の到達ビジョンを「お客様に選ばれる銀行～好感度No.1～」と定め、それまでの 9 年間を 3 年ごとの 3 つのステージに分けて、ビジョンの実現に向けて取り組んでおります。

平成 19 年 4 月から平成 22 年 3 月までを計画期間とする新中期経営計画「C hallenge100～地域とともに～2nd Stage」では、100 周年に向けて着実に前進すること、一步一步大きく強くなることを目標として、「Step by Step」のステージと位置づけ、「強固な取引基盤による収益力の強化」を最大のテーマとし、「コア戦略」として「事業融資基盤の拡充」「ライフプラン提案力の強化」「個人向けローンの拡充」を設定しました。

② 中期経営計画の評価

これまでの成果としましては、コア戦略の着実な実施により、貸出金や預金など量的な面では順調な成果を収めることができた一方で、世界的な金融資本市場の混乱の拡大に伴う保有有価証券の減損処理の増加及び景気の急速な悪化による信用コストの増加を主因として収益面では不本意な結果となりました。

③ 中期経営計画の見直し

中期経営計画立案時と比較し、大きな環境変化があったことを踏まえ、中期経営計画（平成 19 年 4 月～平成 22 年 3 月）の計数目標については、残り 1 年の計画を見直し、本経営強化計画に合致させることといたします。

④ 今後の中期経営計画

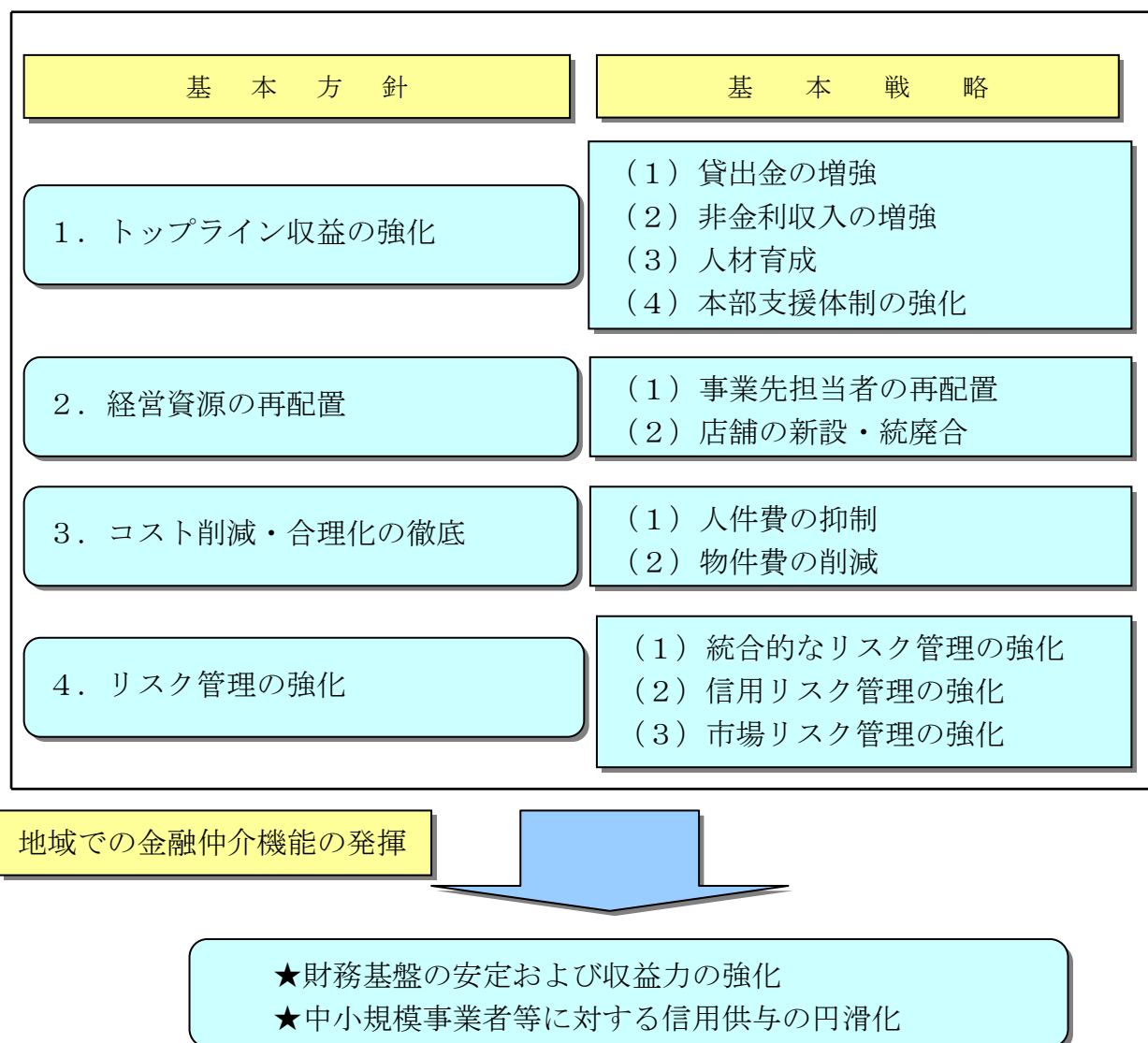
今後におきましても、中期経営計画で掲げるコア戦略の着実な実現を図り、仕上げのステージであるサードステージにつなげていくとともに、経営強化計画においても、これらの戦略の推進を通じて、創立 100 周年に向けての目指す銀行像である「お客様に選ばれる銀行～好感度No.1～」の実現を目指すとともに、収益力の強化及び業務の効率化に対する目標達成に向け、役職員一同総力を結集して地域金融機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

(3) 今後の経営戦略

当行は、これまで中期経営計画で掲げるビジョンに基づき、コア戦略である「事業融資基盤の拡充」「ライフプラン提案力の強化」「個人向けローンの拡充」を推進してまいりましたが、サードステージの中期経営計画に向け、経営強化計画においても、これらのコア戦略をさらに高度化し、発展させていく必要があると認識しています。

同時に、当面、不透明な経営環境が続くことが見込まれる中、今後、金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定を維持しつつ収益力の強化を図り、ビジョンを着実に実現していく必要があります。

これらの課題に対処するため、経営戦略上の基本方針として、①トップライン収益の強化、②経営資源の再配置、③コスト削減・合理化の徹底、④リスク管理の強化を掲げ、さらなる経営改善に取り組んでまいります。



① トップライン収益の強化

イ. 基本方針

・貸出金の増強

平成 20 年 5 月に渉外担当者の役割分担を行うとともに、エリア営業体制を整備し、融資重点推進地域（三重県北勢地域（三重県鈴鹿市以北）、愛知県、大阪府）を設定のうえ、貸出金の増強に軸足を置いた人員配置を行いました。

これらの施策を一層推進することにより中小規模事業者等向け貸出の増強を図るとともに、住宅ローンをはじめとした個人向けローンの増強を図ってまいります。

・非金利収入の増強

事業先を担当する渉外担当者（以下、「事業先担当者」といいます。）による私募債の引受や取引メイン化の推進による為替取扱の増加を図るほか、個人先を担当する渉外担当者（以下、「個人先担当者」といいます。）や窓口担当者の営業力を強化することにより、投資信託や生命保険など個人預かり資産を推進し、受入手数料の増強を図ってまいります。

・人材育成

融資重点推進地域へ事業先担当者を増員し、重点的に配置していくため、目利き能力の向上等融資に強い人材の育成を図るほか、個人のお客様の資産運用相談等に適切に対応できるよう、個人先担当者や窓口担当者の育成を図ります。

・本部支援体制の強化

「法人ソリューションチーム」の新設や、渉外担当者の営業活動を支援するための営業活動支援システムの活用等本部支援体制の強化を図ります。

これらの方針に基づき、具体的には次のような施策を推進することにより、貸出金利息並びに受入手数料を増強し、トップライン収益の強化を図ります。

ロ. 具体的施策

A. 貸出金の増強

トップライン収益の強化を図るためには、中小規模事業者等をはじめとする貸出金増強への取組みをさらに強化していく必要があり、融資基盤の強化が急務であると認識しています。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

(a) 人員体制の再編成

・事業先担当者の増員

当行は、従来、渉外担当者を事業融資先の開拓を専門に行う「法人推進担当者」、主に事業先を担当する「融資専担者」、その他一般的な渉外担当としての「業務渉外担当者」に分けておりましたが、競争力の強化と経営資源の有効活用を図るためには、顧客（事業先、個人先）の属性に応じて役割を明確に分担することが必要であると判断し、平成20年5月、「融資専担者」と「業務渉外担当者」を、事業先のみを担当する「事業先担当者」、個人先のみを担当する「個人先担当者」に改編し、主に事業先を担当する人員を大幅に増員したうえで、融資重点推進地域をはじめ、中小規模事業者等向け貸出の増強が見込める地域に配置いたしました。

なお、営業店の店質を踏まえ、役割を明確に分担することが非効率な店舗については、事業先も個人先も担当する「混在型担当者」を配置しております。

・事業先担当者の中核店への集約

渉外活動の効率化、地域内情報の共有化を目的に、エリアを構成する店舗間では、事業先担当者をエリアの中心である中核店に集約することといたしました。

・法人推進部の活動強化

当行では、中小規模事業者等向け貸出の増強を図るための方策のひとつとして、法人推進部を設置しております。法人推進部には、事業融資先の開拓を専門に行う法人推進担当者と医療チームを設置しております。

法人推進担当者は、各地域の主要店舗に常時駐在して新規取引先の開拓を行って中小規模事業者等の様々なニーズに的確かつ迅速に対応しているほか、事業先担当者に対し、事業融資に関するノウハウの提供や帯同訪問等を行うなどして事業先担当者との連携を強化しております。

今後も、中小規模事業者等に対する新規事業融資の開拓推進を強化するほか、事業先担当者との連携を強化し、中小規模事業者等への積極的な融資アプローチを行ってまいります。

また、高齢化社会の到来を控えて、医療・介護の分野は全国的にも有力な分野となっていますが、地元であります三重県は当分野で全国平均よりも遅れており、充実が急がれる状況にあります。

こうした状況に対処するために、法人推進部に医療チームを設置し、医療・介護関係の専門スタッフ3名で、医療、介護分野の新規開拓業務に特化して推進を図っております。

【医療・介護関係データ（平成 19 年 10 月 1 日時点）（表 6）】

	三重県	愛知県	全国
病院数（人口 10 万人あたり）	5.9	4.6	6.9
一般診療所数（人口 10 万人あたり）	79.2	67.0	77.9
歯科診療所数（人口 10 万人あたり）	45.7	49.1	53.1
病院病床数（人口 10 万人あたり）	1,132.9	935.6	1,268.0
一般療養所病床数（人口 10 万人あたり）	119.3	82.7	121.4
介護保険施設定員（65 歳以上 10 万人あたり）	3,051	2,759	3,049

出典：厚生労働省統計（平成 19 年）

・人員体制再編成のねらい

当行は、これまで渉外担当者が様々な目標に対し、オールラウンドに画一的に活動していましたが、渉外担当者を事業先担当者と個人先担当者に分けることにより、経営資源を有効活用し、中小規模事業者等への有効訪問（融資や為替取引の推進等明確な目的を持った訪問）の増加による熟知度の向上や高度化する中小規模事業者等のニーズへの的確な対応を図るなど、環境変化に対応するとともに、競争力の強化を図ることとしたものです。

・人員体制再編成の評価

渉外担当者の役割分担の明確化による事業先担当者の増員と事業先担当者の中核店への集約化を行ったことにより、一人の担当者が担当できる中小規模事業者等の数が増えるとともに、エリア内の情報が集約されることにより、よりレベルの高い情報の提供が可能となり、中小規模事業者等とのリレーションシップが強化されました。また、各行員が切磋琢磨できる環境が整うと同時に、OJT（現場での日常の業務を通じた実践的な教育）の機会が増加し、融資業務に関するスキルの向上が図られました。

事業先担当者の増員を実施した当初は、システム対応や事務手順など、体制の整備が十分ではなかったこともあって事業性融資の推移は横這いでありましたが、システム対応や事務手順の改善等を実施した結果、平成 20 年 10 月以降は人員体制再編成の効果が発揮され、事業性融資は着実に増加いたしました。

また、中小規模事業者等の多様なニーズにタイムリーに対応できるようになったほか、専門的なアドバイスができる環境が整いました。

【事業性融資の推移（表 7）】

（単位：億円）

	18年9月末	19年3月末	19年9月末	20年3月末	20年9月末	21年3月末
事業性融資	6,718	6,866	6,941	7,094	7,082	7,208

・今後の取組み

これらの取組みは、スタートしてから1年余りとなりますが、この間、システム対応や事務手順の改善など、定着化に向けて体制の整備を進め、ようやく基盤が整った段階にあります。

今後においても、これら施策のより一層の発展と定着化を図り、効率的で専門性を持った競争力のある渉外活動を展開することにより、事業融資基盤の拡充による運用力の強化を図るとともに、円滑で安定的な資金供給を迅速に行い、貸出金の増強を図ってまいります。

【渉外担当者の役割分担（表 8）】

役割分担	配置状況	役 割
法人推進 担当者	主要店舗 駐在	・ 地域優良中小規模事業者等に対する新規事業融資の開拓推進 ・ 事業先担当者との中小規模事業先等への帯同訪問
	本部直轄	・ 医療チームによる医療、介護分野の新規開拓推進
事業先 担当者	営業店	・ 中小規模事業者等既存事業融資取引先の取引推進及び業況管理 ・ 担当エリア内の中小規模事業者等に対する新規事業融資の開拓推進 ・ 担当中小規模事業者等事業融資先関連の個人先の取引メイン化、個人預かり資産の推進
個人先 担当者	営業店	・ 個人取引基盤の拡大 ・ 担当エリア内の個人預かり資産、住宅ローン等個人取引の推進
混在型 担当者	営業店	・ 中小規模事業者等既存事業融資取引先の取引推進及び業況管理 ・ 担当エリア内の中小規模事業者等に対する新規事業融資の開拓推進 ・ 担当中小規模事業者等事業融資先関連の個人先の取引メイン化、個人預かり資産の推進 ・ 個人取引基盤の拡大 ・ 担当エリア内の個人預かり資産、住宅ローン等個人取引の推進

(b) 融資重点推進地域の設定

当行は、三重県松阪市に本店を置き、三重県のほか愛知県、岐阜県、大阪府、奈良県、和歌山県、東京都に 97 店舗を有し、東は名古屋圏、西は大阪圏に跨る広域なネットワークを有しております。

一方、収益力の強化を図るとともに、限られた経営資源を有効活用し、競争力を強化して、融資を増強していくためには、戦略エリアを設定したうえで事業先担当者を戦略エリアに重点的に配置する必要があります。

そこで、経済基盤が大きく、当行の店舗網も比較的充実している三重県北勢地域（三重県鈴鹿市以北）、愛知県、大阪府を「融資重点推進地域」と設定のうえ、当地域での中小規模事業者等向け貸出金の増強に積極的に取り組むこととし、事業先担当者を重点的に配置することといたしました。

・これまでの取り組み

平成 20 年 5 月に、渉外担当者の役割を明確化し、事業先担当者を 66 名から 130 名に増員のうえ、そのうち 69 名を融資重点推進地域に配置いたしました。

その結果、融資重点推進地域における全事業先担当者に占める配置割合は、約 53%となっています。

渉外担当者の役割分担と融資重点推進地域への事業先担当者の重点的な配置により、同地域における貸出金は着実に増加いたしました。

・今後の取り組み

経営強化計画においても、主に融資重点推進地域における貸出金を積極的に増加させていく方針です。

融資重点推進地域における貸出金を増加させていくためには、事業先担当者をさらに増員するとともに、中小規模事業者等の事業内容や経営状況を十分に理解し、潜在的な課題やニーズを積極的に把握して、ソリューションを提供していくことが、より一層重要であると認識しています。

この認識に基づき、今後、本部・営業店が一体となり、中小規模事業者等のさまざまなニーズを集約し、適切かつ効果的なソリューションを提供できる一元的な営業体制を構築してまいります。

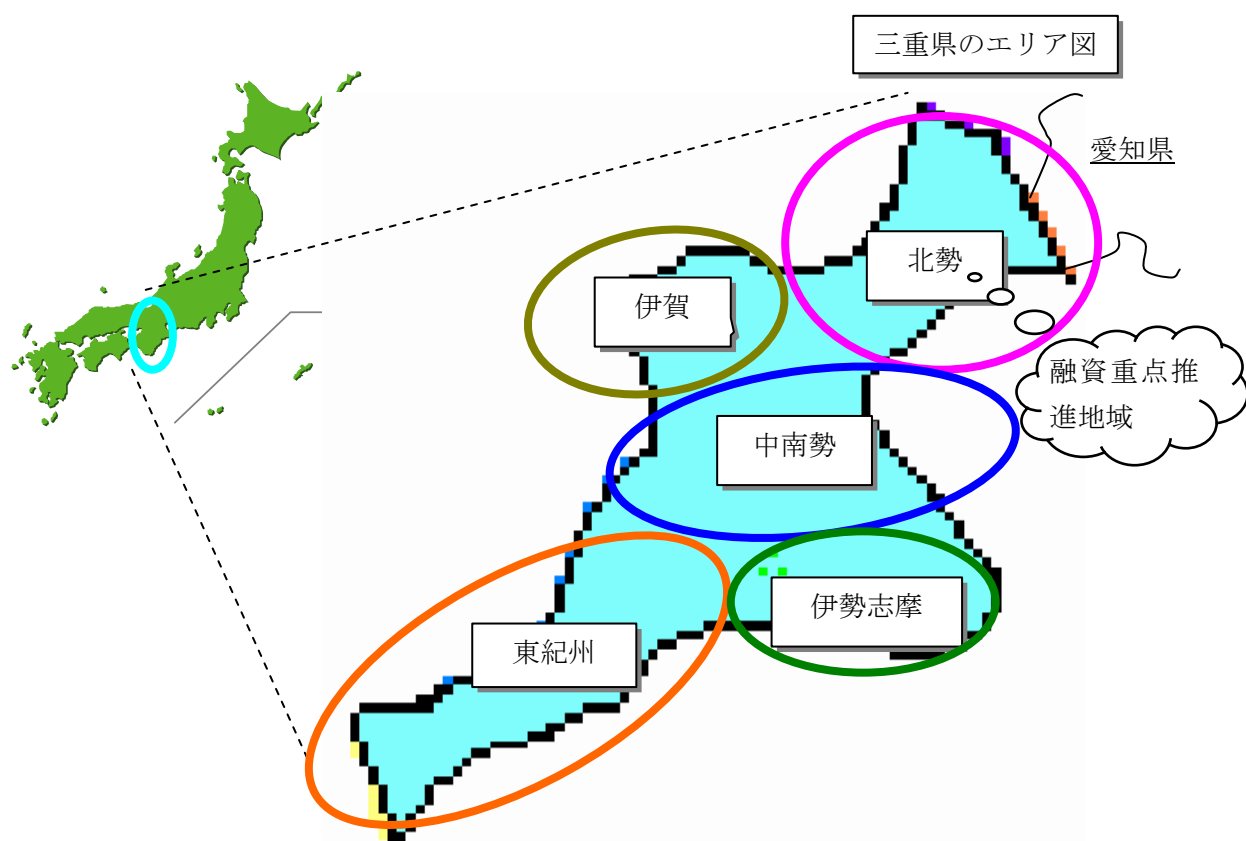
このような体制の構築を図ることにより、今後も、主に融資重点推進地域での貸出金の増強に取り組んでまいります。

【地域別貸出金の推移と今後の見込み（表 9）】

単位：億円

	19年3月 末実績	20年3月 末実績	21年3月 末実績	22年3月 末計画	23年3月 末計画	24年3月 末計画	21年3月 末対比
★三重県北部 （北勢）	2,148	2,243	2,291	2,407	2,523	2,639	348
三重県中南部 （伊賀、中南部勢、 伊勢志摩、東紀州）	4,202	4,252	4,378	4,412	4,446	4,480	102
★愛知県	1,984	2,082	2,117	2,187	2,257	2,327	210
★大阪府	670	682	679	691	703	715	36
その他の地域	1,536	1,640	1,708	1,706	1,694	1,682	△26
計	10,540	10,899	11,173	11,403	11,623	11,843	670

★：融資重点推進地域



【三重県内地域の区分け（表 10）】

北勢地域	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡
伊賀地域	伊賀市、名張市
中南部勢地域	津市、松阪市、多気郡
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

【三重県内人口（表 11）】

単位：人

	平成 16 年 4 月		平成 21 年 4 月		
	人口	割合	人口	割合	増減
北勢地域	816,426	43.8%	838,387	45.0%	21,961
伊賀地域	183,737	9.9%	179,082	9.6%	△4,655
中南勢地域	504,706	27.1%	505,048	27.1%	342
伊勢志摩地域	270,431	14.5%	259,348	13.9%	△11,083
東紀州地域	87,136	4.7%	80,482	4.3%	△6,654
計	1,862,436	100%	1,862,347	100%	△89

出典：三重県政策部統計室（月別人口調査）

【三重県内製造業事業所数（従業員 4 名以上の事業所）（表 12）】 単位：所

	平成 16 年		平成 19 年		
	事業所数	割合	事業所数	割合	増減
北勢地域	2,301	46.9%	2,208	48.0%	△93
伊賀地域	542	11.1%	500	10.9%	△42
中南勢地域	1,213	24.8%	1,094	23.8%	△119
伊勢志摩地域	627	12.8%	609	13.2%	△18
東紀州地域	218	4.4%	187	4.1%	△31
計	4,901	100%	4,598	100%	△303

出典：三重県政策部統計室（工業統計調査）

【三重県内製造業製造品出荷額（従業員 4 名以上の事業所）（表 13）】 単位：億円

	平成 16 年		平成 19 年		
	出荷額	割合	出荷額	割合	増減
北勢地域	56,398	64.3%	77,933	67.2%	21,535
伊賀地域	7,737	8.8%	9,707	8.4%	1,970
中南勢地域	17,839	20.3%	22,052	19.0%	4,213
伊勢志摩地域	5,027	5.7%	5,481	4.7%	454
東紀州地域	750	0.9%	845	0.7%	95
計	87,751	100%	116,018	100%	28,267

出典：三重県政策部統計室（工業統計調査）

【三重県内卸小売業事業所数（表 14）】

単位：所

	平成 16 年		平成 19 年		
	事業所数	割合	事業所数	割合	増減
北勢地域	8,888	38.2%	8,331	38.6%	△557
伊賀地域	2,110	9.1%	1,935	9.0%	△175
中南勢地域	6,157	26.5%	5,622	26.0%	△535
伊勢志摩地域	4,414	19.0%	4,133	19.1%	△281
東紀州地域	1,696	7.3%	1,581	7.3%	△115
計	23,265	100%	21,602	100%	△1,663

出典：三重県政策部統計室（商業統計調査）

【三重県内卸小売業年間商品販売額（表 15）】

単位：億円

	平成 16 年		平成 19 年		
	商品販売額	割合	商品販売額	割合	増減
北勢地域	17,877	46.5%	18,923	48.0%	1,046
伊賀地域	2,549	6.6%	2,827	7.2%	278
中南勢地域	12,268	31.9%	11,963	30.4%	△305
伊勢志摩地域	4,601	12.0%	4,551	11.5%	△50
東紀州地域	1,143	3.0%	1,139	2.9%	△4
計	38,438	100%	39,404	100%	966

出典：三重県政策部統計室（商業統計調査）

【三重県経済活動別県内総生産(名目)(表 16)】

単位: 百万円、%

	平成 18 年度	平成 19 年度		
		(速報値)	対前年増加率(%)	構成比(%)
1 産業	7,522,680	7,600,621	1.0	93.6
(1) 農林水産業	110,917	105,786	△4.6	1.3
(2) 鉱業	8,941	8,958	0.2	0.1
(3) 製造業	3,042,556	3,087,695	1.5	38.0
(4) 建設業	460,705	445,819	△3.2	5.5
(5) 電気・ガス・水道業	212,971	202,166	△5.1	2.5
(6) 卸売・小売業	630,626	636,874	1.0	7.8
(7) 金融・保険業	439,379	437,657	△0.4	5.4
(8) 不動産業	822,531	831,200	1.1	10.2
(9) 運輸・通信業	509,807	513,519	0.7	6.3
(10) サービス業	1,284,247	1,330,947	3.6	16.4
2 政府サービス生産者	695,718	700,017	0.6	8.6
3 対家計民間非営利サービス生産者	129,649	133,453	2.9	1.6
4 小計 (1+2+3)	8,348,047	8,434,091	1.0	103.8
5 輸入品に課される税・関税	89,826	96,922	7.9	1.2
6 (控除) 総資本形成にかかる消費税	76,483	74,794	△2.2	0.9
7 (控除) 帰属利子	333,911	332,902	△0.3	4.1
8 県内総生産 (4+5-6-7)	8,027,479	8,123,317	1.2	100.0

出典: 三重県政策部統計室

【愛知県経済活動別県内総生産(名目)(表 17)】

単位: 百万円、%

	平成 18 年度	平成 19 年度		
		(見込値)	対前年増加率(%)	構成比(%)
1 産業	34,814,493	35,374,556	1.6	95.4
(1) 農林水産業	192,370	195,199	1.5	0.5
(2) 鉱業	9,869	9,187	△6.9	0.0
(3) 製造業	12,842,457	13,322,657	3.7	35.9
(4) 建設業	1,804,123	1,688,600	△6.4	4.6
(5) 電気・ガス・水道業	742,719	696,484	△6.2	1.9
(6) 卸売・小売業	5,284,103	5,420,853	2.6	14.6
(7) 金融・保険業	1,812,135	1,768,644	△2.4	4.8
(8) 不動産業	3,649,880	3,695,962	1.3	10.0
(9) 運輸・通信業	2,311,460	2,373,270	2.7	6.4
(10) サービス業	6,165,376	6,203,701	0.6	16.7
2 政府サービス生産者	2,272,271	2,301,811	1.3	6.2
3 対家計民間非営利サービス生産者	528,819	530,934	0.4	1.4
4 小計 (1+2+3)	37,615,583	38,207,301	1.6	103.0
5 輸入品に課される税・関税	408,664	426,870	4.5	1.2
6 (控除) 総資本形成にかかる消費税	274,337	319,054	16.3	0.9
7 (控除) 帰属利子	1,243,713	1,216,351	△2.2	3.3
8 県内総生産 (4+5-6-7)	36,506,197	37,098,766	1.6	100.0

出典: 愛知県県民生活部統計課

(c) 先進的信用供与手法の積極的な推進継続

信用供与手法の多様化に向けた取組として、私募債、シンジケートローンの組成など新しい資金供給手法に積極的に取組んでまいりました。

また、担保・保証に過度に依存しない融資を促進するため、平成 21 年 5 月より、コベナント活用型融資の取扱を開始したのに続き、平成 21 年 7 月には、顧客債権の流動化、ABL の取扱を開始したほか、各地域の信用保証協会と提携し、スコアリングモデルを活用した事業者向けローンの取扱を行っております。

今後も、これら先進的な資金供給手法を積極的に活用し、中小規模事業者等のニーズに的確に対応した信用供与に積極的に取組んでまいります。

さらに、本部・営業店が一体となって地域で事業を行っている企業同士のニーズをマッチングするビジネスマッチングや M&A を推進しております。

今後も地域の中小規模事業者等の事業拡大を側面からバックアップするとともに、自らの収益力の強化を図ってまいります。

【私募債、シンジケートローンの取扱実績（表 18）】 単位：件数、百万円

	件数	金額
私募債取扱実績（18 年 4 月～21 年 3 月累計）	91	7,550
シンジケートローン組成実績（18 年 4 月～21 年 3 月累計）	6	5,300

(d) 住宅ローンの取組強化

地域経済の低迷が長期化する中で、昨年秋以降住宅着工戸数が減少しているほか、各金融機関が住宅ローンの取組みを強化し競争が激化しており、住宅ローンを取り巻く環境は厳しい状況となっています。

このような状況の中、個人先担当者、混在型担当者による担当エリア内の住宅ローンの推進に加え、ローンセンター、住宅ローンプラザでの休日営業等を行い、住宅ローンの取組強化を図っております。

今後は、住宅ローン需要の見込める地域への拠点の開設や商品ラインアップの拡充に努めることで、住宅ローンの取組強化を図ってまいります。

・拠点の開設

ローンセンター、住宅ローンプラザでは、休日営業を行いお客様の利便性の向上を図るとともに、専門スタッフがお客様の住宅ローン等に関するご相談にお応えしております。また、住宅ローン推進室名古屋では、名古屋地区におけるマンションや戸建住宅の購入者に対する住宅ローン取組を強化するため、ハウスメーカー等への営業活動を積極的に行っております。

今後は、融資重点推進地域と同様に、経済基盤が大きく、住宅需要もある三重県北勢地域（三重県鈴鹿市以北）、愛知県及び大阪府を重点地

域と位置づけ、ローンセンターの人員増員と住宅ローンプラザの新設を行い、積極的に取り組みしてまいります。

具体的方策として、平成22年3月を目途に、大阪地区に「住宅ローンプラザ大阪（仮称）」の新設を検討していくほか、名古屋地区のローンプラザの人員を増員し、営業力の強化を図ってまいります。

【ローンセンター、ローンプラザの人員及び新設計画（表19）】 単位：人

センター名 (★：重点推進地域)	18/3 実績	19/3 実績	20/3 実績	21/3 実績	22/3 計画	23/3 計画	24/3 計画	21/3 比
ローンセンター松阪	3	4	4	4	5	5	4	0
ローンセンター津	4	4	4	4	4	4	4	0
★ローンセンター鈴鹿	3	3	4	4	4	4	4	0
★ローンセンター四日市	4	5	4	4	4	4	4	0
★住宅ローン推進室名古屋	1	3	5	3	4	5	5	2
住宅ローンプラザ松阪	2	2	2	2	2	—	—	△2
住宅ローンプラザ伊勢	3	3	3	3	—	—	—	△3
住宅ローンプラザ名張	2	3	3	3	3	3	3	0
★住宅ローンプラザ桑名	3	3	3	3	3	3	3	0
★住宅ローンプラザ緑	20年11月27日新設			2	3	4	5	3
★住宅ローンプラザ大阪	新設計画中				2	3	4	4
計	25	30	32	32	34	35	36	4

* ローンプラザでは、受付の後、営業店へ取次ぎ、ローンセンターでは、受付から実行までのすべての手続きを取扱っています。

・商品ラインアップの拡充

太陽光発電・オール電化・エコジョーズ・エコウィル・エネファームの省エネ金利優遇に加え、地産地消の一環として、「三重の木」を使用した住宅に対する金利優遇等を実施するなど商品ラインアップの拡充を図っております。

今後も、お客様ニーズに対応した商品・サービスの提供により、優良案件の獲得を図るとともに、お客様満足の向上に努めてまいります。

(e) その他

無担保ローンについては、対面での受付に加え、来店が一度で完了する電話・FAX・インターネットによる申込受付も強化しており、新規顧客の獲得と営業店事務負担の軽減を行い、収益力の強化及び業務の効率化を図っております。

今後も、申込手続きや審査スピード等利便性の向上に努め、積極的に取り組んでまいります。

B. 非金利収入の増強

トップライン収益の強化を図るためには、フィービジネスによる受入手数料をさらに増強していく必要があり、役務収益基盤の強化が急務であると認識しています。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

(a) アレンジメント手数料、為替手数料等の増強

法人推進担当者や事業先担当者は、中小規模事業者等とのリレーション強化を通じ、提案型渉外活動の強化を図ります。

・ アレンジメント手数料の増強

法人推進担当者や事業先担当者の活動を強化することで、中小規模事業者等の潜在的なニーズの捕捉に努め、私募債、シンジケートローン、コベナント活用型融資等の多様な資金供給手段や戦略的財務改善、事業承継などの提案を積極的に推進することで、アレンジメント手数料の増強を図ります。

・ 為替手数料の増強

中小規模事業者等向け貸出の増強を通じて当行をメインバンクとしていただき、積極的にE Bサービス（パソコン、携帯電話等で残高照会や振替、振込等をお客様が直接取引するサービス）等を推進することで、決済用口座の増加を図り、為替手数料を中心とした受入手数料の増強を図ります。

(b) 預かり資産の増強

個人先担当者は、貯蓄から投資への大きな流れの中で、お客様の資産運用ニーズに的確に対応し、預かり資産を増やすことで、受入手数料の増強に努めます。

金融市場の低迷により、個人の投資への資金流入が細ってきておりますが、現状の投資環境を長期投資のタイミングと捉えるお客様や、今後定年を迎えられるお客様の資産運用ニーズは根強いものと認識しています。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

・ 商品ラインアップの拡充とタイムリーな見直し

資産運用ニーズに的確に応えるべく、資産運用相談に対応できる商品ラインアップについて、平成 20 年度は、平成 20 年 8 月、平成 21 年 3 月に見直しを行っております。

今後も半期毎に見直しを行い、ラインアップの拡充に努めてまいります。

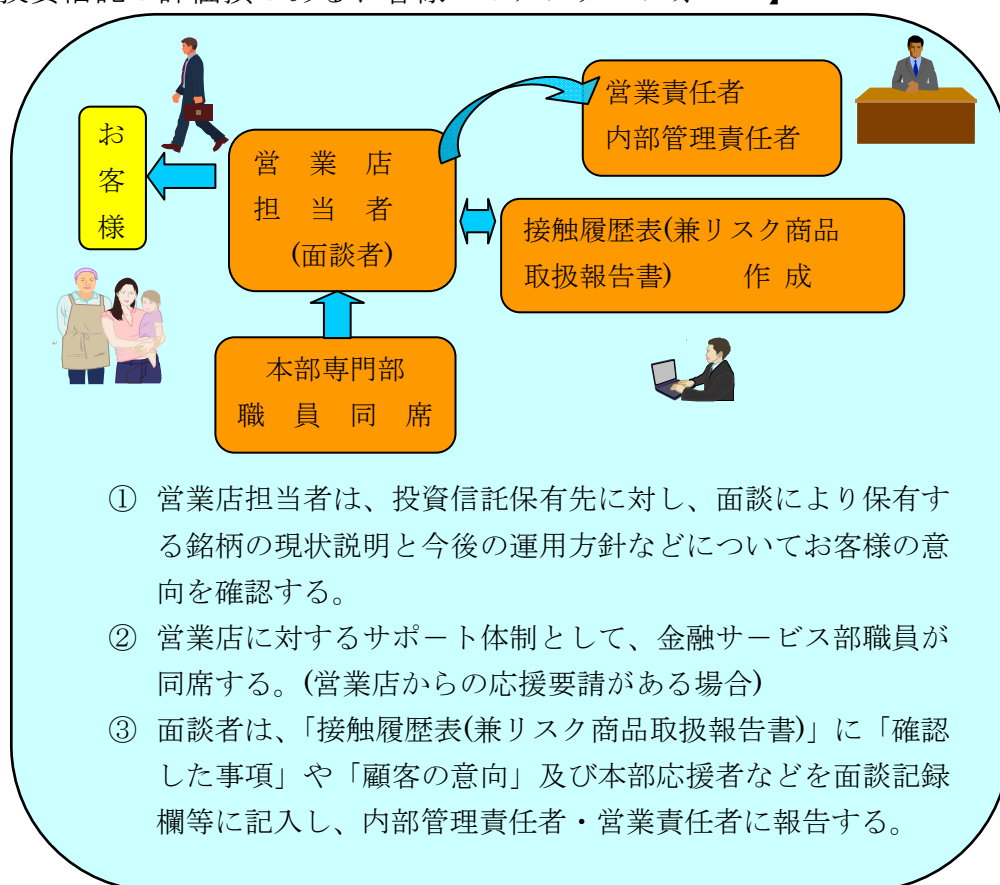
す。

また、運用報告会等を通じてお客様へのアンケートを実施し、お客様が興味をお持ちの金融商品の把握に努めるなど、お客様ニーズにタイムリーに応えられるよう充実した商品ラインアップの中からお客様にご選択いただくよう努めてまいります。

・顧客フォロー体制の整備

既に投資信託をご購入いただいたお客様へのアフターフォローについても強化してまいります。具体的には、投資信託を保有しているお客様を対象とした運用報告会を定期的を開催するとともに、投資信託の評価損がでているお客様には、面談を強化することで、お客様との信頼関係を強めてまいります。

【投資信託の評価損のあるお客様へのアフターフォロー】



・保険窓販

保険は、個人年金保険のほか、平成 18 年 4 月より一時払い終身保険の取扱を開始し、平成 20 年 4 月からは、第 3 分野保険商品であるがん保険・医療保険の取扱を開始し、相続対策ニーズや年金原資保障ニーズに対応すべく取扱商品を充実させております。

今後も、保険商品の充実を図ることでお客ニーズにきめ細かく対応できる態勢を構築してまいります。

・資産運用相談ブースの充実

資産運用相談ブースは、これまで店舗の新築や移転等に伴って、お客様のプライバシーに配慮した相談ブースを設置してまいりました。

今後も設置を進め、お客様の資産運用ニーズに応えてまいります。

これらの施策を着実に実施することにより、個人取引先に対する金融リテラシーの普及に努め、受入手数料の増強を図ってまいります。

【投資信託実績推移（表 20）】

（単位：百万円、円）

	19 年 3 月末	20 年 3 月末	21 年 3 月末
販売額	25,552	18,519	6,993
期末残高	80,834	74,994	57,173
日経平均株価（円）	17,287	12,525	8,109

【生命保険実績推移（表 21）】

（単位：百万円）

	19 年 3 月末	20 年 3 月末	21 年 3 月末
販売額	6,171	7,237	9,441

C. 人材育成

トップライン収益の強化を図るためには、中小規模事業者等のニーズに的確に対応できる事業先担当者の育成や、個人のお客様の資産運用相談に的確に対応できる個人先担当者、窓口担当者の育成を図ることが不可欠であると認識しています。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

（a）事業先担当者の育成

中小規模事業者等のニーズに的確に対応するとともに、中小規模事業者等向け貸出を増強させるためには、事業先に対する目利き能力を持った人材の育成を図る必要があります。

この課題を解決する施策として、事業先担当者を育成するために、平成 17 年 11 月から「目利き塾」を実施しております。「目利き塾」の卒業生は、平成 21 年 6 月末現在で 240 名となっており、今後もこの取組みを継続してまいります。

加えて、目利き塾卒業生の中から、より専門的知識を持った人材を育成するため、外部研修への定例派遣や、行内の中小企業診断士資格保有者に

よる研修を実施しており、今後もこの取組みを継続してまいります。

また、当行には、平成 21 年 6 月末現在 9 名の中小企業診断士や、350 名の 2 級 FP 技能士（中小事業主資産相談業務）資格保有者が在籍し、中小規模事業者等のニーズ把握や融資の提案を行っております。FP 資格は、行内研修でも資格取得を奨励しており、今後も資格保有者を増加させてまいります。

これらの施策を実施することにより、高度化・多様化する中小規模事業者等のニーズに的確かつ迅速に対応できる人材の育成を図ってまいります。

（b）個人先担当者、窓口担当者の育成

お客様の資産運用に対して適切なご提案ができる人材の育成を図るため、個人先担当者、窓口担当者については FP 技能士資格取得に積極的に取り組んでおり、今後も個人先担当者、窓口担当者には全員の取得を義務付けてまいります。

また、原則として FP 技能士資格取得者の中から、お客様の金融商品の運用相談に的確にアドバイスができる能力を身に付けるための行内研修を修了した者を、金融商品運用相談担当者（FA）として中核店舗等に配置し、お客様からの資産運用相談に丁寧に対応しております。

さらに、e ラーニング（パソコン教育）とロールプレイング（実践型研修）により、販売担当者の金融商品知識とセールススキルのレベルアップを行っております。

今後もこれらの取組みを継続し、お客様ニーズに的確に応えられる態勢整備を図ってまいります。

【FA の人員推移と配置状況（表 22）】

単位：人

	20 年 3 月末 実績	21 年 3 月末 実績	22 年 3 月末 計画	23 年 3 月末 計画	24 年 3 月末 計画
FA 人員	11	50	60	70	80

	中核店	その他の営業店	本部
FA 配置状況（平成 21 年 3 月末現在）	17	30	3

（c）その他

女性職員の活性化を図るため、平成 18 年 6 月にプロジェクトチーム「Lady Go！」を発足し、女性管理職の増加などの目標値を定めるとともに、平成 20 年 1 月には、結婚や出産で退職した職員を正社員として再雇用する「ジョブリターン制度」を導入しております。

同時にパート職員の活性化を図るため、パート職員から正社員に転換できる「ビジネスチャレンジ制度」も導入しております。

今後もこのような取組みを強化し、一人ひとりが活躍できる環境の整備に努めてまいります。

D. 本部支援体制の強化

トップライン収益の強化を図るためには、多様化する中小規模事業者等のニーズに的確に対応できる本部の支援体制の強化が必要であると認識しています。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

(a) 「法人ソリューションチーム」の新設

・現状認識

当行は、融資や預金、為替等の伝統的業務に加え、ビジネスマッチングやM&A、日本版401k、シンジケートローン等の新しい業務にも積極的に取り組んでまいりましたが、それぞれ取扱業務について本部における所管部署が異なっていたため、それぞれの業務の有機的なつながりに課題があると認識しています。

・今後の施策

現状の課題を踏まえ、平成21年8月に、法人情報等の共有化を図り、より一層相乗効果を発揮するとともに、受入手数料の増強を図るため、各担当部でそれぞれ推進・管理しているビジネスマッチングやM&A、日本版401k、シンジケートローン組成等の業務や、平成21年7月より取扱を開始したABL等の業務を統合し、それらの業務を取扱う「法人ソリューションチーム」を新設いたしました。

今後は、「法人ソリューションチーム」の活動を中心に、多様化する中小規模事業者等のニーズに的確に対応できる支援体制の強化を図ってまいります。

(b) システムを活用したサポート体制

・営業カルテの活用

渉外担当者の役割分担の明確化と融資重点推進地域の設定を踏まえ、システム面においても、効率的な営業活動を支援するため、平成20年5月に営業カルテを導入いたしました。

このシステムにより、営業店の過去の業績推移や営業区域のマーケット環境を把握分析することが可能となりました。

今後は、この営業カルテの活用により、それぞれの営業店が、自店の環境に適切な経営戦略を立案することで、より効率的な営業活動を強化してまいります。

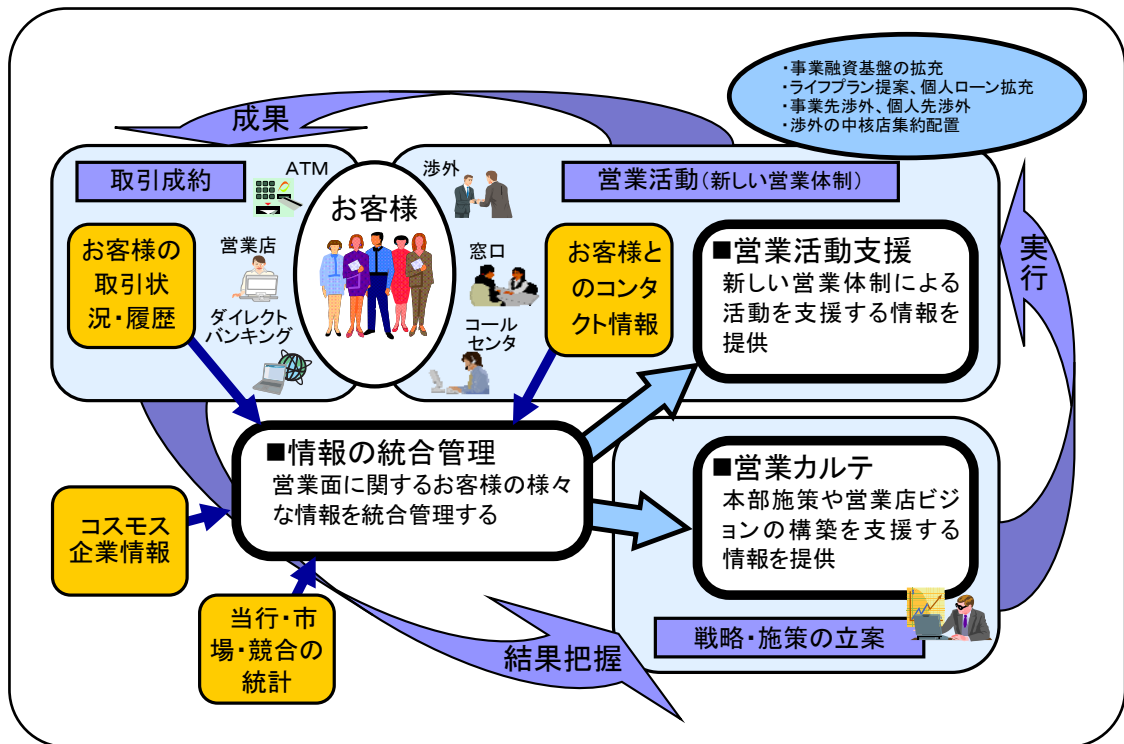
・営業活動支援システムの活用

多様化する顧客ニーズに応えるために、営業カルテと同様に、平成 20 年 5 月に窓口及び渉外担当者の営業活動を支援するためのツールとして営業支援システムを導入いたしました。

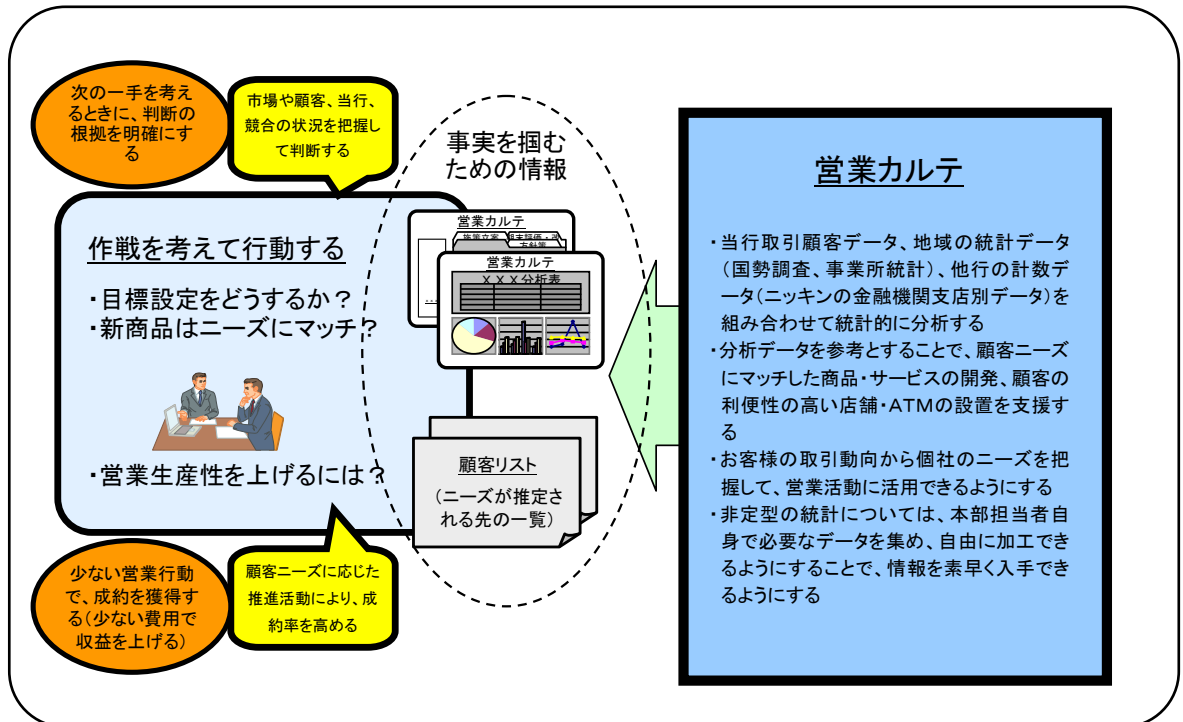
このシステムにより、お客様の様々な情報を、エリアを構成するどの営業店のどの担当者からも同じように照会できるようになり、エリアを中心とした複数の店舗が協調した営業活動の支援が可能となりました。

今後は、この営業活動支援システムの活用により、営業店の渉外担当者の活動を効率化することで、お客様のニーズに的確に応えられる提案型の営業を強化してまいります。

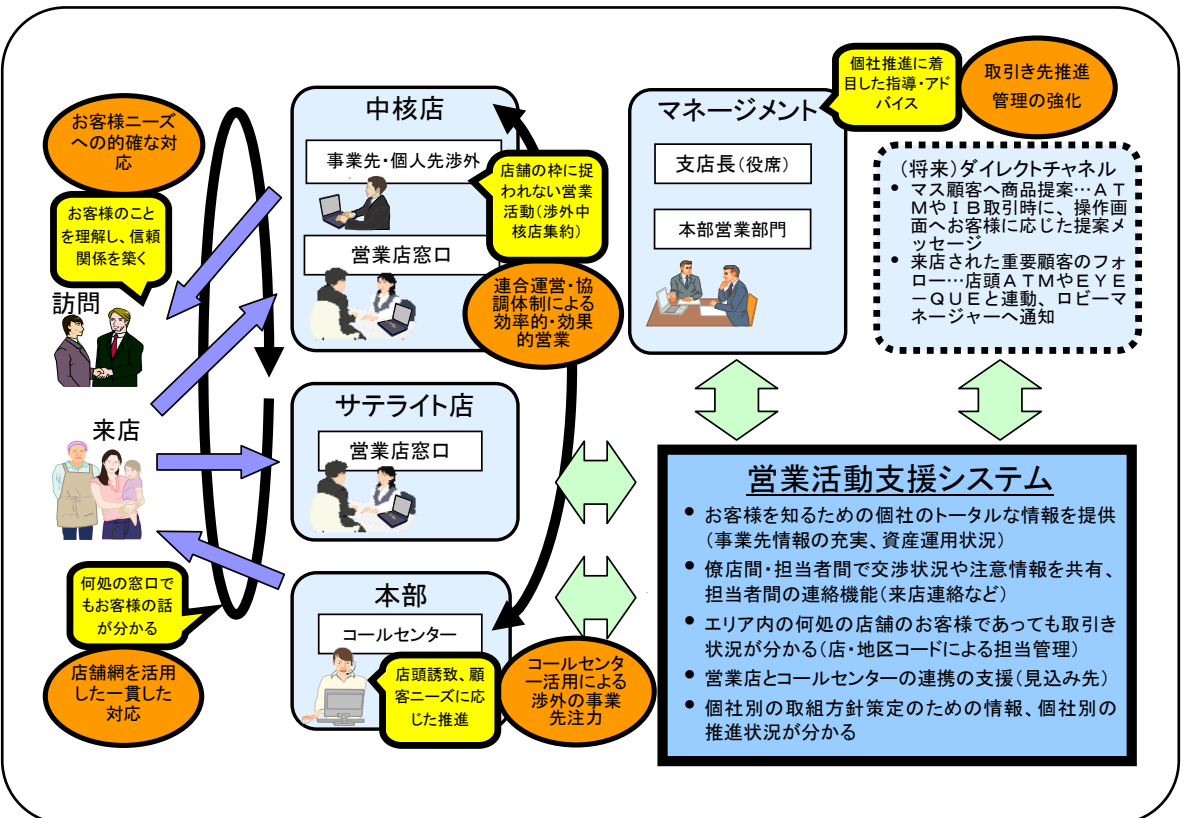
【営業を支援する仕組みの全体イメージ】



【営業カルテの概要】



【営業活動支援システムの概要】



E. その他

当行の平成 21 年 3 月末の個人預金残高は 1 兆 2,886 億円で、当行預金残高の 78.9%を占めております。個人預金は、安定的な資金調達の基礎となっており、トップライン収益の強化につながる中小規模事業者等への円滑な資金供給を強化するためには、個人取引基盤の強化は不可欠であると認識しています。

個人取引に特化した「個人先担当者」は、一定金額以上の取引のある世帯を定期的に訪問し、住宅や退職などのライフプランに関する世帯情報や地域の情報をきめ細かに収集することで、タイムリーに商品やサービスを提案し、預金の吸収や個人取引の基盤の拡充に努めてまいります。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

(a) メイン口座の増強

住宅ローンを中心とした個人向けローンの推進により、メイン口座の増強に努めております。個人向けのローンの利用者に対して、給与振込、公共料金やクレジットカード等の決済の利用により、金利優遇のサービスを提供し、メイン口座の増強を推進しております。

また、毎年、2 月から 5 月にかけての給与振込キャンペーンや、さっちゃん倶楽部会員の ATM 利用手数料の優遇等の顧客サービスの実施により、給与振込口座の増強を推進しております。

さらに、当行で年金を受取いただいているお客様に、健康や介護サービスについての電話サービス、福祉健康セミナーなどのサービスの提供のほか、金利優遇定期預金の取扱いを実施しております。

今後もこのような取組みをさらに強化し、メイン口座の増強を図ってまいります。

(b) ボーナスキャンペーンの実施

毎年、夏にサン SUN キャンペーンと冬にホワイトキャンペーンを実施し、キャンペーン期間中に定期預金の金利を優遇するなど期間限定のサービスを提供しております。

今後も継続して取組み、積極的な個人預金の吸収を図ってまいります。

② 経営資源の再配置

中小規模事業者等への信用供与の円滑化を図り、トップライン収益を向上させるため、融資重点推進地域を設定のうえ、増員した事業先担当者を融資重点推進地域に重点的に配置するなど人員体制を再配置することにより、効率的な人材の再配置を行ってまいりました。

今後も、人材や店舗等経営資源の再配置を効率的に推進していく必要があると認識しています。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

イ. 事業先担当者の再配置

現在推進中の中期経営計画で掲げるコア戦略に基づき、融資重点推進地域に事業先担当者を重点的に配置しています。

今後も、事業融資に強い人材育成を図り、事業先担当者を増員するとともに、市場環境を見極めながら、事業融資基盤の拡充が見込める地域である融資重点推進地域に事業先担当者を再配置し、経営資源の有効活用を図ってまいります。

ロ. 店舗の新設、統廃合

当行は、店舗運営の効率化と営業力の強化を図るため、エリア営業体制を段階的に整備してきました（平成 21 年 3 月時点で 16 エリア 42 店舗）。

今後は、経済発展が見込まれる地域への店舗新設を実施する一方で、利用件数の少ない ATM については、顧客利便性に配慮しながら、廃止を検討してまいります。

また、エリア営業体制の更なる効率化を図るため、エリア営業体制の拡大、エリア店の役割の見直し、収益性の低い店舗、あるいは事業性の融資を取扱わない店舗の統廃合等を総合的に検討してまいります。

③ コスト削減・合理化の徹底

当行は、従来から経費の削減に努めてまいりましたが、金融環境が厳しさを増す中、貸出金利息の増加額に比べ、預金利息の増加額が上回って推移したこと等による業務粗利益の減少を主因として、業務粗利益経費率は、平成 18 年 3 月期以降上昇を続けています。

効率的な経営を実践し、収益力の強化と財務基盤の安定を図るためには、トップライン収益の強化に向けた取組を着実に実現させていくとともに、一層のコスト削減、合理化に取組む必要があると認識しています。

この課題を解決するため、人件費については、平成 21 年 3 月期から削減に努めており、今後も抑制を図るほか、物件費についても投資効果と必要度を十分検討のうえ取組むこととし、可能な限り投資額の抑制を図ってまいります。

イ. 人件費

経営資源の再配置を進めることで営業力の強化を図るとともに、収益力に応じた効率的な人件費の配分を実施してまいります。

【人件費の実績及び推移（表 23）】 (単位：百万円)

	21 年 3 月期 実績	22 年 3 月期 計画	23 年 3 月期 計画	24 年 3 月期 計画
人件費	12,234	12,144	12,274	12,287

*平成 24 年 3 月期の人件費の計画は、平成 20 年 3 月期の人件費の実績との比較では、194 百万円の削減となります。

A. これまでの取組み

平成 21 年 3 月期が大幅な赤字決算となることを踏まえ、賞与のファンドを引き下げたことなどから、平成 21 年 3 月期において、前年比 247 百万円の削減を図りました。

B. 今後の方策

平成 21 年 3 月期において賞与ファンドを前年比 5%引き下げたことなどにより、前年比 247 百万円の削減を図りました。

賞与ファンドは、平成 22 年 3 月期においても前年比 18%の引き下げを図るほか、従業員の役付手当のカットを実施することにより、従業員数が増加する中で、前年比削減する計画としております。

長期的に給与のカットが行われることによるモチベーションの低下を防止するため、平成 23 年 3 月期からは、トップライン収益の強化等を通じた収益の改善に応じ、役付手当のカットの取り止めや賞与ファンドの小幅引き上げ等を計画しておりますが、今後も収益力に応じた人件費の配分を維持してまいります。

(a) 計画的な採用の実施

定年退職及び依願退職による行員の減少を新規採用で計画的に補充することにより、1,500 名程度の必要人員を維持し、高年齢層の構成比を引き下げることで人件費の抑制を図ってまいります。

(b) 従業員の配置見直しと嘱託・パート職員の戦力化

営業店への適正な人員配置及び嘱託・パート職員の行内教育によるレベルアップにより、人件費の抑制を図りながらも、営業戦力の確保と強化を図ってまいります。

【従業員数の推移見込（表 24）】

（単位：人）

	21 年 3 月末 実績	22 年 3 月末 計画	23 年 3 月末 計画	24 年 3 月末 計画	21 年 3 月末 比較
期末従業員数	2,011	2,005	1,985	1,985	△26
行員	1,533	1,550	1,530	1,530	△3
嘱託・パート	478	455	455	455	△23

（c）透明性・納得性の高い人事考課制度の一層の推進

当行の人事制度は、毎年実施する自己申告書に基づく人事考課と、半期毎に実施する目標面接により、人事考課の透明性・納得性を高め、能力開発、公正な処遇、適材適所を実現することを主眼としております。

特に、人事考課及び目標面接時における評定者によるフィードバック面接を義務付けることで被評定者との評価に対する透明性・納得性を高めるとともに、モチベーションの向上を図っております。

平成 21 年 4 月には、これをさらに強化するため、フィードバック面接時における被評定者の確認印欄を新設し、評価に対する透明性・納得性を一層高めました。

今後も、この制度の一層の推進により、従業員の士気向上を図ってまいります。

ロ．物件費

物件費の削減については、経費削減の根幹として従来から取組んでおり、今後も無駄を廃し徹底した物件費の削減に取り組めます。

一方、お客様に選ばれる銀行の実現のためには、顧客サービスや利便性の向上のため、端末機器等機械化関連の経費支出及び投資を継続していく必要がありますが、投資の決定に当たっては、投資効果と必要度、緊急度を十分検討したうえで取組むこととし、可能な限り投資額の抑制を図ってまいります。

【物件費の実績及び推移（表 25）】

（単位：百万円）

	20 年 3 月期 実績	21 年 3 月期 実績	22 年 3 月期 計画	23 年 3 月期 計画	24 年 3 月期 計画
物件費	8,834	9,135	9,152	9,545	9,883
うち機械化関連費用	3,009	3,196	3,279	3,410	3,886

A. これまでの取組み

物件費のうち店舗関連費用につきましては、顧客の利便性向上と店舗効率の向上を図るための既存店舗の移転・建替・改修、及び店外 ATM の配置見直し等を中心に投資してまいりました。

システム投資につきましても案件を厳選し、顧客の利便性向上、セキュリティ強化及び金融サービス機能の向上を目的とする案件を優先して取り組んでまいりました。

また、経費削減の取組みとしましては、光電話の導入による通信料金の節減、徹底した無駄遣いの廃止による備品・消耗品費の節減、効果を見極めた広告の徹底による広告宣伝費の節減、業務委託の見直しによる事務委託費の節減など、経費の細部に亘って節減を実行してまいりました。

B. 今後の方策

(a) 経費の削減

これまでの取組を継続して徹底していくとともに、コンビニ ATM の普及を踏まえ、顧客の利便性を損なわない範囲での店外 ATM 等の見直し等を検討してまいります。また、光電話のように、新たに開発された技術の導入による経費の削減等にも努めてまいります。

【店外 ATM 等の実績及び推移（表 26）】

単位：所・数

	19 年 3 月末 実績	20 年 3 月末 実績	21 年 3 月末 実績	22 年 3 月末 計画	23 年 3 月末 計画	24 年 3 月末 計画
設置箇所	127	128	130	129	128	127
設置台数	135	137	138	137	136	135

(b) システム費用の抑制

当行の勘定系システムは、平成 12 年 5 月に稼働を開始しており、ハードの更新期を迎えているため、次期システムの導入を検討しておりましたが、当面必要なハードの更新にとどめ、次期システムの導入は繰り延べることにいたしました。

なお、次期システムの導入を繰り延べいたしましても、必要なハードの更新を行っていくことにより、顧客サービスや利便性の維持向上に問題はないと考えております。

また、サブシステムにも更新期を迎えているものがあるため、勘定系システムと併せて最低限必要な端末機器等の更新を行うことから、平成 22 年 3 月期から機械化関連費用が増加いたします。

そのため、収益が圧迫されることとなりますが、顧客サービスや利便性の維持向上のために不可欠な投資であると考えております。

④ リスク管理の強化

収益力の強化と財務基盤の安定を図るためには、統合的なリスク管理における資本配賦方法を変更するとともに、中小規模事業者等とのリレーション強化による信用リスク管理の強化を図るほか、市場リスク管理体制の充実・強化を図っていく必要があると認識しています。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

イ. 統合的なリスク管理の強化

当行はこれまで、リスクに対する資本配賦については、Tier1+Tier2 からオペレーショナル・リスクを控除した額を基本とした方式を採用してまいりました。しかし、最近時の不安定な市場環境を踏まえ、リスクテイク、とりわけ中小規模事業者等向け貸出に関するリスクテイクは、本源的に、より安定的な資本である Tier1 で行うべきであり、Tier2 はバッファー資本として位置づけるべきであるとの考え方の下、リスクに対する資本配賦を Tier1 からオペレーショナル・リスクを控除した額を基準に行う方式に変更する方針といたしました。

ロ. 信用リスク管理の強化

A. 現状認識

急激な経済環境の悪化により、平成 21 年 3 月期における信用コストは、前年同期比 73 億円増加し、106 億円となりました。

景気動向が厳しい状況にある中で、中小規模事業者等向けの資金供給体制をより強化することが当行の責務であると考えています。

そのため、中小規模事業者等とのリレーションをより一層強化し、貸出金の増強を図る一方で、経営者属性・資質・事業環境（業種、営業基盤）を踏まえた与信判断に努めていくことが重要であると認識しています。

B. 今後の方策

個社別には財務診断分析の提案や実現性の高い抜本的な経営改善計画の策定への関与から、進捗状況のチェックなどを通じて、経営面の管理・アドバイスを実施してまいります。

また、貸出先の短期倒産や正常先からの破綻を防止するために、中小規模事業者等とのリレーションをより一層強化するとともに、破綻事例について検証を行い、その検証結果を活かして取組時や管理面での問題点の改善に努めてまいります。

さらに、中小規模事業者等向け貸出を積極的に取組むと同時に、ポートフォリオの分析・検証を行い、与信集中リスクの抑制に努めるほか、セーフティネット制度を積極的に活用してまいります。

これらの取組みを強化することにより、信用コストの削減を図ってまいります。

ハ．市場リスク管理の強化

A．現状認識

当行は、これまでの不良債権処理の過程で、多額の有価証券売却益をその原資として使用してきたことから、有価証券の簿価が高く、含み益が少ない状況にありました。このような状況下で、米国発の「サブプライムローン問題」に端を発する世界的な金融・証券市場の混乱に直面したことから、経営に大きな影響を受ける結果となりました。

これに対し、平成 21 年 3 月期の決算において、思い切った有価証券の減損処理を実施したことに加え、今般の国の資本参加による厚い自己資本の確保により、財務基盤を一層強固なものとするこゝで、金融市場の急激な変動に備えてまいります。

B．今後の方策

平成 21 年 3 月期の有価証券の減損処理は、株式と受益証券の減損額が全体の 9 割以上を占め、株価や REIT 価格の下落による影響を強く受けました。

残る 1 割弱は、リーマン・ブラザーズなどの海外企業の信用リスクが顕在化したことによるものです

株式と受益証券については、思い切った減損処理を実施した結果、簿価は下がり、その後の市況の回復もあって、価格下落によるリスクは小さくなっておりまゝすが、今後は慎重な運用方針としてまいります。

また、海外企業の信用リスクにつきまゝしては、依然として不安定な状況にあることから、リスクテイクは抑制していく方針といたします。

こうした取組みにより、財務基盤の安定を確保し、従来以上に中小規模事業者等への安定的かつ円滑な資金供給を維持・拡大する体制を構築してまいります。

⑤ その他

当行では、健全性の維持に必要十分な収益を安定的に確保するべく、リスク調整後収益指標を意識した業務運営による収益力の強化及び業務の効率化を追求するため、平成 17 年より新収益管理システムを導入し、部門、営業店、顧客の管理階層毎に収益管理を行ってまいりました。

しかし、収益管理システムを利用して実際の経営で活かすためには、管理会計から出てくる数字を受けて、どのような行動を起こすのかを規定した制度インフラが必要であると認識しています。

そのため、具体的には次のような施策を推進してまいります。

イ．業績評価制度の見直し

営業店業績評価は、ボリューム重視の評価制度から収益重視の制度への転換を図ることとし、平成 18 年度上期より、リスク調整後収益指標を評価項目に設定するとともに、その評価ウェイトを段階的に引上げております。

今後も、営業店の営業努力の成果が当行収益の拡大に結び付くよう、制度の見直しと適切な運営に努めてまいります。

また、部門別及び本部各部別業績評価については、部門別収益管理の定着に向けて、平成 20 年度下期より、事業各部門（営業部門と市場部門）ならびに営業部門各部別にリスク調整後収益指標を用いた収益目標を設定し、試行的に評価を行っております。

これを平成 22 年度には、収益評価体系として整備し、収益責任を一段と明確にしております。

ロ．取引採算制度の見直し

平成 17 年度下期より、収益シミュレーションシステムを用いてリスク・コスト控除後収益を試算し、これを預貸金取引のプライシングや手数料の減免等にかかる判断材料として活用しております。

しかし、審査部門が短期プライムレートベースの貸出を対象に、貸出金の採算性の判断基準としている貸出基準金利は、財務上の諸コストを勘案した約定金利で設定されており、収益管理上の採算基準とは必ずしも整合性を持ったものではありません。

そこで行内における判断基準を一元化するため、今後は、貸出基準金利についても収益管理上のリスク・コスト控除後収益をベースとしたものへと見直してまいります。

ハ．管理会計制度の高度化

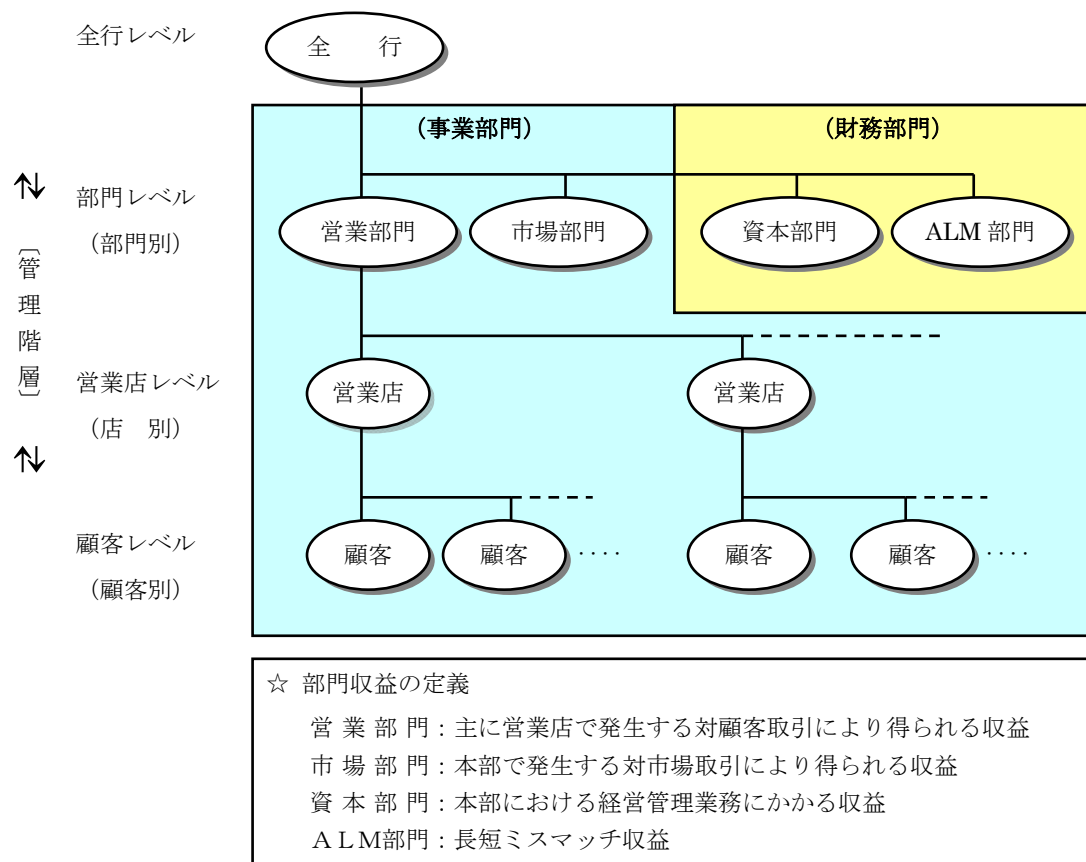
金融証券市場の混乱に伴う有価証券の減損処理を勘案して、平成 20 年 10 月より与信業務と同様に投資有価証券にも予想デフォルト率を適用し、それに基づいてみなし引当を算出するなどしております。

今後も、収益管理のメルクマールをリスク・コスト控除後収益から RAROA や EP など、より高レベルな指標へとステップアップさせ、部門別収益管理の精緻化等に努めてまいります。

RAROA【Risk Adjusted Return On Asset】：リスク・コスト控除後収益 ÷ 与信平残

EP【Economic Profit】：リスク・コスト控除後収益 － 株主資本コスト(株主資本×株主期待利益率)

【収益管理体系】



4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

① 取締役会

平成 20 年 6 月には、会長・頭取体制とし、会長は取締役会の議長として、いわば CEO 的な立場で経営全般の管理にあたり、頭取はいわば COO 的な役割を担い、執行部門の最高責任者としての立場で直接経営の陣頭指揮を執ることとし、取締役会の牽制機能の一層の強化を図っております。

取締役（平成 21 年 6 月現在 9 名）の任期は、経営環境の変化に機動的に対応できる体制を構築するため 1 年としております。また、平成 14 年 6 月から、執行役員制度を導入しており、会社の意思決定と業務執行を分離し、意思決定機関としての取締役会の機能の充実・迅速化を図っております。

この対応に加え、今後、経営に対する評価の客観性を確保するため、平成 22 年度上期を目途に「経営評価委員会（仮称）」を新設し、当行の経営方針や経営戦略等について客観的な立場で評価及び助言をいただき、経営に反映させてまいります。なお、「経営評価委員会」は、社外の有識者等第三者で構成する方向で検討してまいります。

また、社外取締役の選任等も検討してまいります。

② 監査役会

当行では、コーポレート・ガバナンス態勢の確立を経営上の最重要課題と位置づけ、監査役会が取締役の職務執行の監督・監査を行っております。

監査体制の強化につきましては、監査役は取締役会に参加し、必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行状況について適切に監査を実施するとともに、議事録その他取締役等の職務の執行に係る情報についてのアクセスを保証し、監査役機能の強化を図っております。

また、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、監査役は 5 名体制とし、うち 3 名を社外監査役としております（平成 19 年 6 月）。各監査役は客観的な立場で提言を行うなど牽制の効果が発揮されており、今後も現行の体制を堅持してまいります。

③ 内部監査

内部監査部門の独立性を確保するため、監査部は、他の被監査部門を兼担することのない取締役を監査部長とするとともに、取締役会直轄の組織とし、内部監査態勢の整備・確立を図っております。

今後も、効率的かつ実効性のある内部監査を実施していくほか、各種リスク管理態勢の監査における検証体制を強化し、内部監査態勢の強化を図ってまいります。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

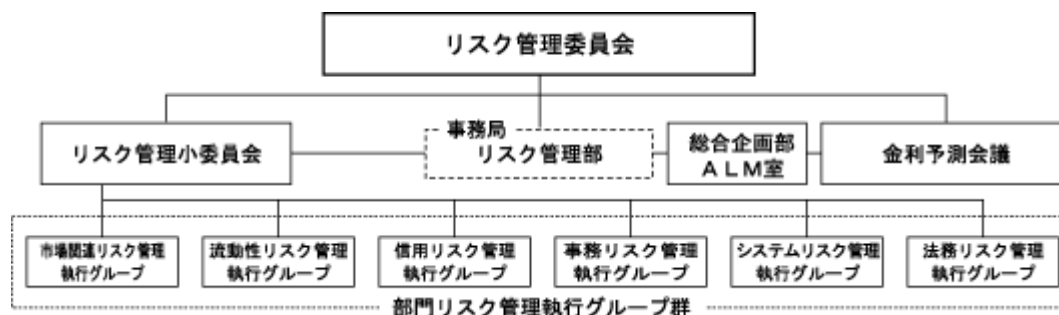
当行は、銀行経営に係る各種リスクを掌握し、問題点及び課題を抽出のうえ、対応策を検討するとともに、銀行全体のリスクを管理・統括するため、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）を定め、リスク管理統括部署としてリスク管理部を設置し、リスク管理態勢の充実・強化を図ってまいりました。

また、こうした銀行業務の中で発生するリスク全体をモニタリングし、適切な管理を行うため、頭取を委員長とし、役付取締役を中心に構成する「リスク管理委員会」を設置し、毎月1回及び必要が生じた場合に開催しております。

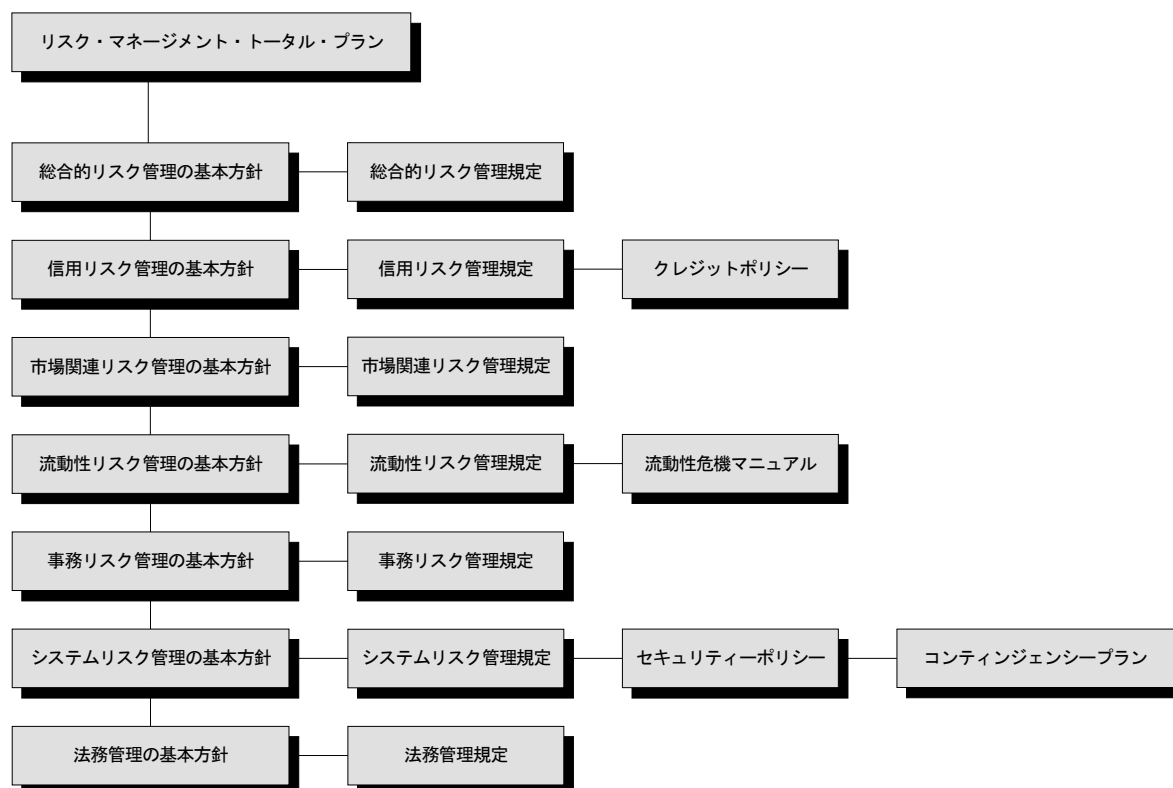
なお、このリスク管理委員会において、今後3ヶ月毎に経営強化計画の進捗管理を行い、適切な計画の実施を確保してまいります。

さらに、「リスク管理委員会」の下部組織として、関連各部長を構成員とする「リスク管理小委員会」を設置し、毎月1回及び必要が生じた場合に開催しております。

今般の世界的な金融危機を契機とする有価証券市場の急激な下落による保有有価証券の減損処理や、企業業績の悪化による信用コストの増加に対して、当行のリスク管理の体制をさらに強化する必要があると認識しています。



＜リスク管理規程等の体系図＞



① 信用リスク管理体制強化のための方策

イ. これまでの体制

当行の信用リスク管理については、「リスク・マネージメント・トータル・プラン」に信用リスク管理の基本方針、信用リスク管理規定、クレジットポリシーをそれぞれ定め、リスク管理を行っております。

具体的には、個社毎に財務の定量的側面に定性要因を加味した信用格付を11段階に分けて付与し、信用リスクの度合いを明確に認識しています。

この信用格付は融資取組時の決裁権限や貸出基準金利の設定に用いるほか、自己査定においては、債務者区分の判定に使用し、信用格付区分と整合した自己査定を実施しております。

また、大口与信先については、事業概要、市場動向、財務状況、業績推移等のモニタリングを実施し、常務会で取組方針等を協議・検討しております。

ポートフォリオについては、リスク管理委員会で、大口与信先や業種別、格付別、地域別の与信残高構成の推移を把握し、業種別については構成比上限を設定して与信集中リスクの抑制に努めております。

信用リスクの計量については、信用格付区分に応じたデフォルト率を基に格付区分毎の信用リスク量を測定しております。

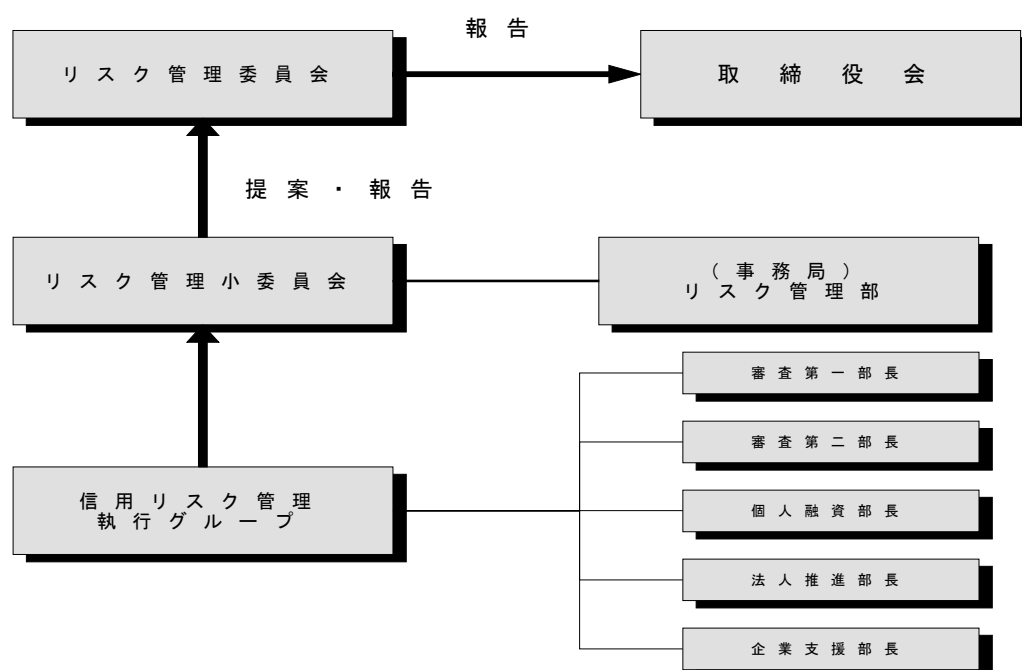
ロ. 今後の体制強化のための方策

信用リスク管理を一層強化するため、平成 21 年度上期より新たに信用リスク計量化システムを導入いたしました。この計測システムにより、より詳細な信用リスク管理が可能となりました。

今後は、このシステムの活用を通じ、格付区分ランクダウン等のシナリオによるストレステストを実施し、リスク管理委員会への報告を行うことで、不測の事態における組織対応力を強化してまいります。

また、業種特性や地域経済の状況に応じ、決裁権限の変更を行うなど、審査体制の強化に取り組んでまいります。

<信用リスク管理体制図>



② 不良債権の適切な管理のための方策

イ. ランクアップの推進

地域経済の活性化に資する中小規模事業者等に対する経営改善、事業再生支援は、地域金融機関としての責務であると考えています。

貸出条件緩和債権先等のランクアップ見込み先については、本部・営業店が一体となって経営改善計画書の策定から関与し、中間管理を強化するなどランクアップを推進してまいります。

ロ. 不良債権の適切な管理

実質破綻先・破綻先のうち大口債権、延滞が長期化している債権を中心に個別に回収計画を策定し、回収状況、回収方針を、本店に勤務する常務取締役以上の取締役全員をもって構成する常務会に報告するとともに、回収促進

を図ってまいります。

また、本部審査部、関連部における地区担当審査役等の延滞債権減少目標を明確にすることで、延滞先管理を強化するとともに、初期延滞、長期延滞先の縮減に努め、管理の徹底と不良債権の発生防止を図ってまいります。

破産更生債権については、任意売却・競売による不動産担保処分の推進による回収処理を行います。

③ 市場リスク管理体制強化のための方策

イ. 管理体制

市場リスクの管理については、体制の整備・確立を図るとともに、当行の直面する市場リスクを適切に管理するために「市場関連リスク管理の基本方針」及び「市場関連リスク管理規定」を定めております。

市場関連の業務の運営によって発生するリスクに対しては、市場リスクのうち有価証券にかかるリスクは証券国際部を管理担当部署として定め、銀行全体の市場リスク管理部署であるリスク管理部は市場部門から独立したミドル部署として牽制機能を発揮させる体制としています。

ロ. これまでの取組み

保有有価証券等のロスカット基準を設定し、ロスカット基準に抵触した銘柄については、継続保有或いは処分等、今後の処理方針を担当役員が決定してまいりました。

これに加えて、平成 19 年 3 月より、ロスカット基準抵触時に比較して評価損が 30%以上拡大した銘柄については、毎期末に継続保有或いは処分等の処理方針を常務会に付議することとしたほか、毎月評価損の状況等を、チャート等の資料を添付のうえ常務会に報告することといたしました。

また、ミドル部門による牽制機能の強化を図るため、リスク管理部が、平成 18 年 10 月より、有価証券の保有限度額に対する残高チェックを半期 1 回から毎月実施することとしたほか、平成 21 年 3 月より、有価証券銘柄をランダムに抽出し、ロスカットのチェックを実施しております。

これらに加え、銀行全体の資産・負債運営の強化を図るため、平成 19 年 5 月に ALM 室を新設のうえ、有価証券の科目毎に予想デフォルト率を適用し、それに基づいてみなし引当を算出するなど、ALM 管理の一層の高度化を図っております。

ハ. 今後の体制強化のための方策

今般の証券市場における急激かつ大幅な下落など、急激に市場環境が変化する中では、証券国際部で定める有価証券運用のロスカット基準等やミドル部署としてのリスク管理部の牽制機能などが十分に機能いたしませんでした。

これを踏まえ、次のような施策を実施してまいります。

A. 検証体制の充実・強化

市場リスクの状況については、リスク管理委員会において、経営陣に対し毎月報告を行ってまいりました。

これに加えて、平成 21 年度下期より、市場リスクが当行の自己資本に対して許容できる範囲におさまっていることを検証するほか、3 ヶ月毎にストレステストを実施することにより、さまざまな切り口からリスクの特性を把握できるようさらに検証体制を充実・強化させてまいります。

B. ロスカット基準の厳格化

ロスカット基準の見直しを行うとともに、平成 21 年度下期より、ロスカット基準抵触時に比較して評価損が 30%以上拡大した銘柄について、これまで半期毎に継続保有或いは処分等の処理方針を常務会に付議していたものを、毎月常務会に付議することといたします。

C. 事前審査制度の導入

平成 21 年度下期より、有価証券運用のフロント部門である証券国際部が新しい金融商品に投資しようとする場合に、ミドル部門であるリスク管理部において、収益性やリスクについて事前審査する制度を導入いたします。

この制度の導入により、有価証券運用のフロント部門に対するミドル部門の牽制機能強化による市場リスク管理の強化を図ってまいります。

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

① 法令等遵守基本方針

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業倫理の確立ならびにコンプライアンス態勢の充実・強化を図っており、法令等遵守に係る管理を総合的・体系的に実施するため、基本方針として「コンプライアンス・マニュアル」を制定しております。

② コンプライアンス委員会

コンプライアンスの統括部署として、リスク管理部コンプライアンス室を設置し、発生した法務問題を一元管理する態勢としているほか、全行的なコンプライアンス意識の醸成及び法令等遵守の実効性を高めるため、頭取を委員長とし、役付取締役を中心に構成する「コンプライアンス委員会」を設置しております。

最低月 1 回開催されるコンプライアンス委員会では、コンプライアンス・マニュアルの改定やコンプライアンス・プログラムの策定を行うほか、発生した法務問題に対する問題認識・具体的対応・改善策の検討・実施を行っております。

コンプライアンス・プログラムについては、四半期毎に進捗を検証し、コンプライアンス委員会での協議を経て取締役会に報告しております。

③ 本部・営業店の管理体制

営業店・本部各部にコンプライアンス責任者及び担当者を配置して、四半期毎にコンプライアンス行動チェックを実施しているほか、コンプライアンス・マニュアルの徹底を図るとともに、毎月コンプライアンス勉強会を実施して各部室店におけるコンプライアンスの啓蒙を行っております。

また、営業店独自のコンプライアンス・プログラムを半期毎に策定し、日常業務に密着した法令等遵守に取り組んでおります。

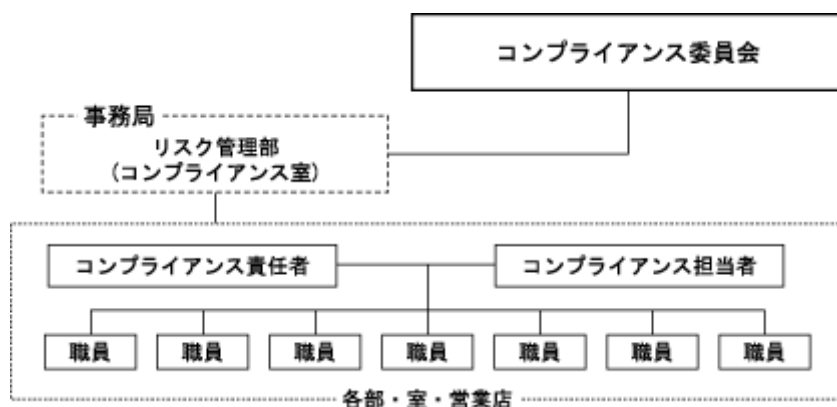
全ての集合研修に、コンプライアンス関連の講座を取り入れるとともに、営業店担当席以上の管理者に対しては役員が直接指導を行っているほか、リスク管理部コンプライアンス室員による営業店臨店を通じて、不祥事の未然防止と法令等遵守に対する取組みを検証しております。

今後も、現場において職員に対する具体的な指導を行い、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めてまいります。

④ 法令等違反行為の相談・通報

当行は、組織的または個人的な法令等違反行為に関する相談または通報による法令等違反の早期発見と是正を図るため、内部通報制度であるコンプライアンス・ホットラインを設置しております。

<コンプライアンス体制図>



(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

当行では、法定員数を上回る5名の監査役を置き、うち社外監査役を3名としており、経営の監査機能を強化しているほか、経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を1年としております。

また、経営に対する評価の客観性を確保するため、役員賞与は、これまでも業

績等を勘案したうえで支給することを基本方針としてまいりました。

今後もこの基本方針を踏襲してまいります。

この対応に加え、今後、経営に対する評価の客観性を確保するため、平成 22 年度上期を目途に「経営評価委員会（仮称）」を新設し、当行の経営方針や経営戦略等について客観的な立場で評価及び助言をいただき、経営に反映させてまいります。なお、「経営評価委員会」は、社外の有識者等第三者で構成する方向で検討してまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

① 四半期毎の情報開示の充実

お客様、株主、投資家等の皆様に、当行の実態を正しく理解していただくとともに、当行に対する信頼を得るため、証券取引所への適時開示、プレスリリース、ホームページへの掲載等を通じ、迅速かつ正確な四半期情報の提供に努めております。

今後も、ステークホルダーの皆様に、より広く分かりやすい開示に努めてまいります。

② 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

毎年、取引先との交流や情報開示の場として、地区別に「ふれあいミーティング」を実施しているほか、投資家向け I R として、会社説明会を開催し情報開示に努めております。

また、地域に役立つ銀行として、地域密着型金融の推進に向けた取組み等を通じた地域の経済活性化への様々な取組みや、地域への積極的かつ円滑な資金供給の取組み、知的貢献ならびに歴史・文化貢献活動への取組み、環境との共生への取組み等に努めております。

これらの取組みについて、地域貢献誌をはじめ、ディスクロージャー・ミニディスクロージャー誌、プレスリリース、ホームページ等で開示しております。

今後も開示内容及び活動の充実を図るとともに、積極的な開示を通じた地域の利用者の評価を各業務に適切に反映させてまいります。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 基本方針

地域の中小規模の事業者に対する支援を強化し、信用供与の円滑化を推進することは、地域金融機関にとって社会的使命であると同時に、自らの収益基盤の強化につながるものです。

地域との共存共栄を旨とする当行にとって、地域における金融仲介機能の発揮は、中小規模事業者等の成長による地域経済の活性化につながり、それが当行のビジネスチャンスを拡大させ、収益基盤の拡充と財務の健全性の確保に資することになると考えております。

当行は、大正元年の創業以来、地域のお客様との間で親密な関係を長く維持することにより、お客様に関する情報の蓄積に努め、その蓄積された情報を基に、ニーズに応じた質の高い金融サービスの提供に努めてまいりました。

特に、平成15年度以降は、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」(平成15年度～16年度)、「地域密着型金融推進計画」(平成17年度～18年度)の2つの計画に基づき、4年間にわたって地域密着型金融の推進に取り組んだ後、平成19年度からは、これらの計画に基づく取組みの成果を踏まえ、地域金融機関の社会的使命として、さらに地域密着型金融を高度化させるため、地域密着型金融の推進のための具体策を定めるとともに、数値目標を設定のうえ、その実現に向けて取り組んでおります。

この「地域密着型金融の推進に向けた取組み」では、中期経営計画で掲げる基本方針である「お客様の満足を一番に考える銀行づくり」、「お客様に信頼される銀行づくり」、「収益重視の活動ができる銀行づくり」、「人が育ち人が活きる銀行づくり」、「地域とともに生きる銀行づくり」に基づき、地域に密着した経営を推進することを基本方針とし、当行がこれまで培ってきたノウハウを発揮するとともに、お客様とのリレーションシップをさらに深め、地域における金融仲介機能の発揮を通じて地域経済の活性化を図ることを目指しております。

本計画においても、中小規模事業者等のニーズに適した商品・サービスの提供や、これまで培ってきた事業再生に係る取組みの強化等を通じ、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化を図るとともに、地域経済の活性化に貢献してまいります。

② これまでの取組み

イ. 平成 15 年度～16 年度における取組み

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」では、創業・新事業支援、経営改善、事業再生を行う専担部署である企業支援部を新設のうえ、経営改善支援等に取り組むとともに、「機能強化計画推進委員会」を設置し、毎月の進捗管理を実施してまいりました。

ロ. 平成 17 年度～18 年度における取組み

「地域密着型金融推進計画」では、当行の地域特性に応じた重点施策として、紀伊半島南部地域を「事業再生重点地域」として位置づけ、集中的に同地域の事業再生に取り組んだほか、目利き能力の向上を図るための人材育成にも取り組んでまいりました。

ハ. 平成 19 年度以降における取組み

平成 19 年度以降は、これまで培った事業再生手法を全店に拡大して事業再生に取り組んでいるほか、目利き能力を活かした不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資への取組み、当行の広域店舗網を活かしたビジネスマッチングや M&A の推進等に取り組んでおります。

③ 取組成果を踏まえた課題と今後の具体的施策

これまでの取組み成果を踏まえるとともに、現在の中小規模事業者等を取り巻く環境を鑑み、中小規模事業者等のニーズに適した商品・サービスの提供や、これまで培ってきた事業再生に係る取組みの強化等を通じ、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化を図るとともに、地域経済の活性化を図るため、地域密着型金融の取組みをさらに高度化させていくことが最優先の課題であると認識しています。

そのため、具体的には次のような取組みを強化してまいります。

イ. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

- ・ ハンズオン型事業再生（当行の職員が債務者企業へ出向き、問題点の調査や改善策の策定を行い、共に再生を図る再生手法）取組み推進や、中小企業再生支援協議会等との連携強化による早期事業再生支援の取組み
- ・ 政府系金融機関等との連携による協調融資等や、産学連携の強化、ベンチャーファンド等の活用等による創業・新事業支援の取組み
- ・ 取引先の経営課題・問題点の洗い出し、解決策の検討・提案等の実施、取引先企業への専門コンサルタント等専門家の派遣等当行の情報機能やネットワークの活用等による経営改善支援の取組み
- ・ M&A 専門会社等専門機関との連携強化等による M&A 業務や事業承継支援の取組み

- ・ 融資重点推進地域への人材の投入等による中小規模事業者等向け信用供与を適切かつ円滑に実施するための方策の取組み
- ・ 新規取引開拓体制の強化や既融資取引先に対する取引深耕体制の強化等による中小規模事業者等に対する信用供与の実施体制の取組み

ロ．事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の活用

- ・ 事業の実態把握及び将来性を見極めに対する目利き能力の向上等による不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み
- ・ ABL やコベナント活用型融資等中小規模事業者等のニーズにあった商品の提供等による中小規模事業者等に適した資金供給の取組み

ハ．地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- ・ 地域経済活性化のための情報やノウハウを中小規模事業者等に提供すること等によるコンサルティング業務や広域店舗網を活用したビジネスマッチング業務の取組み
- ・ 地域を担う若い世代や高齢者への金融知識の普及推進や地域顧客のニーズを踏まえた多様な商品・サービスの提供等による地域貢献への取組み

【中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率（表 27）】（単位：億円、％）

	18/9 期 実績	19/3 期 実績	19/9 期 実績	20/3 期 実績	20/9 期 実績	21/3 期 実績
中小規模事業者等向け貸出残高	5,509	5,592	5,618	5,725	5,561	5,595
始期(21/3) からの増加額	-	-	-	-	-	-
総資産	16,736	16,948	17,150	17,308	17,252	17,227
総資産に対する比率	32.92	32.99	32.76	33.08	32.23	32.48

	21/9 期 計画	22/3 期 計画	22/9 期 計画	23/3 期 計画	23/9 期 計画	24/3 期 計画
中小規模事業者等向け貸出残高	5,635	5,673	5,711	5,749	5,787	5,825
始期(21/3) からの増加額	40	78	116	154	192	230
総資産	17,347	17,457	17,567	17,677	17,787	17,897
総資産に対する比率	32.48	32.50	32.51	32.52	32.53	32.55

* 中小規模事業者等向け貸出比率＝中小規模事業者等向け貸出残高／総資産

* 中小規模事業者等向け貸出とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。
政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有する SPC 向け貸出、当行関連会社向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

【（参考）中小企業等向け貸出の残高、比率（表 28）】

（単位：億円、％）

	18/9 期 実績	19/3 期 実績	19/9 期 実績	20/3 期 実績	20/9 期 実績	21/3 期 実績
中小企業等向け貸出残高	8,924	9,003	9,021	9,126	8,997	9,004
総資産に対する比率	53.32	53.12	52.59	52.73	52.15	52.27

	21/9 期 計画	22/3 期 計画	22/9 期 計画	23/3 期 計画	23/9 期 計画	24/3 期 計画
中小企業等向け貸出残高	9,076	9,148	9,222	9,299	9,375	9,452
総資産に対する比率	52.32	52.40	52.50	52.60	52.71	52.81

* 中小企業等向け貸出比率＝中小企業等向け貸出残高／総資産

* 中小企業等向け貸出とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する別表第一における中小企業等に対する貸出金

（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

平成 19 年度は、経済環境は堅調でありましたことから、中小規模事業者等向け貸出も堅調に推移しておりました。

平成 20 年度は、世界的な金融危機の影響が実体経済まで大きなダメージを与え、地元中小規模事業者等の前向きな資金需要が急速に衰えたことに加え、不良債権処理や企業破綻の急増による貸出金の減少等の影響から、中小規模事業者等向け貸出は、前年比 130 億円減少いたしました。

この間、平成 20 年 10 月から取扱を開始した緊急保証は、平成 21 年 3 月までの 6 ヶ月間で相当額の新規実行がありました。

仮にこの制度の創設が無かった場合は、中小規模事業者等向け貸出は、さらに減少していたものと予想されます。

今後についても、中小規模事業者等を取り巻く環境は、依然として厳しいことに加え、平成 20 年度に取組みを実施した緊急保証も一巡する見込みであるほか、既往貸出分の約定返済や、預金と借入の一部相殺による借入金利の負担軽減による財務のスリム化等を勘案すると、経営強化計画期間中の中小規模事業者等向け貸出は減少傾向となることが予想されます。

しかしながら、本計画に記載した諸施策の実行を図ること、具体的には、融資重点推進地域への事業融資の専担者である事業先担当者 130 名の重点的な配置、事業融資先の開拓を専門とする法人推進担当者 21 名の事業先担当者との連携強化により、中小規模事業者等への有効訪問（融資や為替取引の推進等明確な目的を持った訪問）を増加させ、既事業融資先への取引深耕、新規取引先の開拓を強化すること等によって、中小規模事業者等の潜在的な資金需要の喚起に努め、年間の新規貸出実行額を着実に増加させるほか、さらに人材育成の取組みによる職員の目利き能力の向上により顧客とのリレーションシップを強化することによって経営改善支援の取組み等の強化を図ってまいります。

このようにして目標として掲げた計画期間中の中小規模事業者等向け貸出 230 億円を着実に増加させてまいります。

中小規模の事業者等に対する信用 供与の円滑化のための方策	取 組 施 策
1. 中小規模の事業者に対する信用 供与の実施体制の整備のための 方策	(イ) 新規取引開拓体制の強化 (ロ) 既融資取引先に対する 取引深耕体制の強化 (ハ) エリア営業体制の定着化 (ニ) 人材育成の強化 (ホ) 審査体制の強化
2. 担保又は保証に過度に依存しな い融資の促進その他の中小規模 の事業者の需要に対応した信用 供与の条件又は方法の充実のた めの方策	(イ) 審査スキルの向上 (ロ) 信用供与手法の多様化への 対応強化
3. 中小規模事業者等向け信用供与 円滑化計画を適切かつ円滑に実 施するための方策	(イ) 融資重点推進地域への人材 の投入 (ロ) 法人推進担当者、事業先担 当者の有効訪問の強化
4. その他主として業務を行っている 地域における経済の活性化に 資する方策	(イ) 創業・新事業支援 (ロ) 経営相談支援 (ハ) 早期事業再生支援 (ニ) 事業承継支援



★中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化
★地域における経済の活性化

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

平成 20 年 9 月の米大手証券リーマン・ブラザーズ破綻以降の金融危機の拡大及びそれに伴う実体経済の急激な減速により、当行の主たる取引先である中小規模事業者等に関しても業績の悪化が顕著となっております。

当行における中小規模事業者等に対する貸出ボリュームは、平成 21 年 3 月末時点における事業融資全体の 77%を占めているほか、貸出先数においては、事業融資先数全体に占める割合が 98%に達しています。

この水準を維持・向上させるため、次のような施策を実施し、中小規模事業者等に円滑で安定的な資金供給を行い、資金繰りの安定化を図りながら、当行の収益基盤の拡充に努めてまいります。

イ. 新規取引開拓体制の強化

取引先数の増加による営業基盤の拡充を図るため、事業融資先の開拓を専門とする法人推進担当者を各地域の主要店舗に配置し、新規訪問活動を行っております。

今後も事業先担当者との連携の強化等、地域中小規模事業者等への積極的な融資アプローチを行ってまいります。

ロ. 既融資取引先に対する取引深耕体制の強化

融資重点推進地域における事業融資基盤の拡充を図るため、事業先担当者を増員のうえ融資重点推進地域へ重点的に配置し、中小規模事業者等との取引深耕を図っております。

今後も、中小規模事業者等との接点の増加を通じた問題解決型提案営業を推進するため、システムを活用したサポート体制の充実等体制の強化を行ってまいります。

ハ. エリア営業体制の定着化

効率的な渉外体制の確立と競争力の強化を図るため、渉外担当者の役割分担と合わせてエリア営業体制の整備を進めてまいりました。

今後も、エリア営業体制の拡大等体制の定着に向けた取組みを図ってまいります。

ニ. 人材育成の強化

中小規模事業者等のニーズに的確に対応するとともに、中小規模事業者等向け貸出を増強させるためには、事業先に対する目利き能力の向上が重要課題であると認識しています。

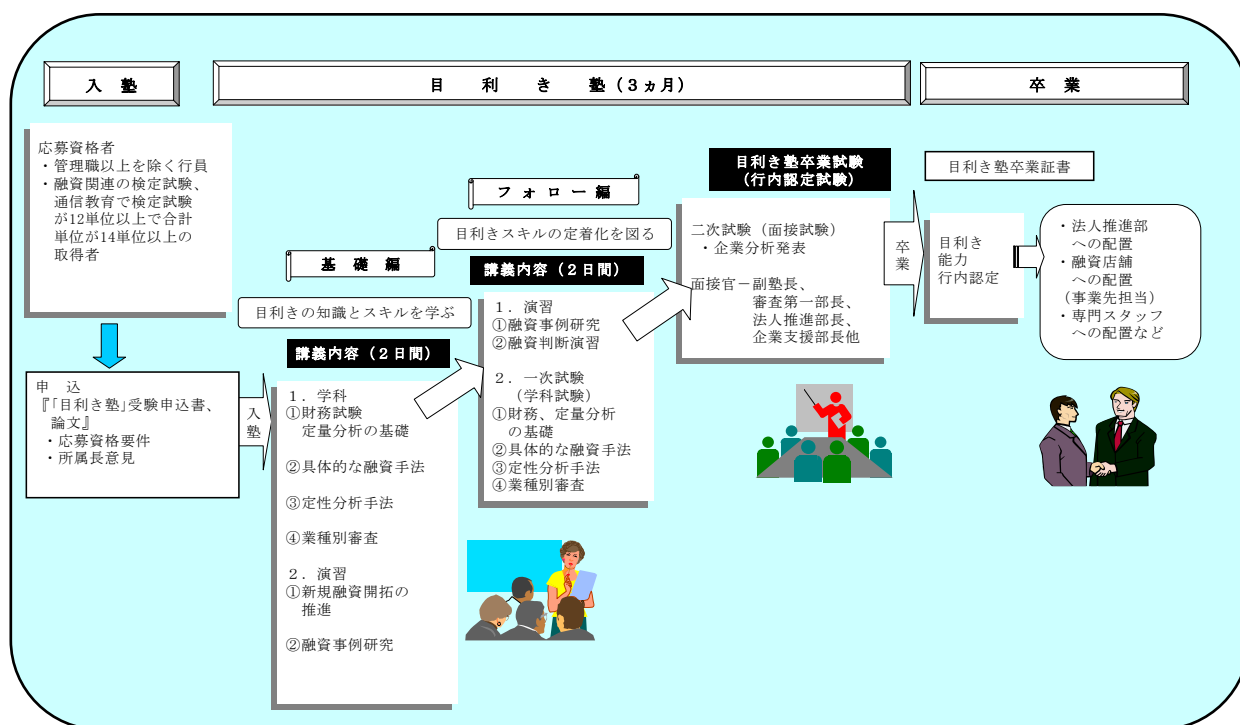
そこで、事業を見る目を養い、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資への取組み等を推進するため、平成 17 年 11 月に行内研修「目利き塾」を開塾いたしました。「目利き塾」は事業の将来性に関する「目利き」能力の向上

を図り、将来性のある事業に対して、リスクに応じて融資を行うことができる人材を育成することを目的としております。入塾は、公募形式とし、応募資格を満たした行員に学科及び演習形式での研修を経て、学科試験を実施し、学科試験をパスした行員に対して卒業試験（面接）を行っております。

卒業生は、法人推進担当者や事業先担当者に任命し、それぞれの職場で不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資に取り組んでおります。

この取り組みを今後も継続し、目利き能力の向上を図るとともに、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資に取り組んでまいります。

【目利き塾の概要】



ホ. 審査体制の強化

中小規模事業者等からのニーズに迅速かつタイムリーに対応するため、本部審査部門では一部業種別審査を実施しております。

② 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

担保や保証に過度に依存しない融資の取組に向けて、事業の実態把握及び将来性を見極めに対する目利き能力の向上に努めるほか、信用供与手法の多様化を図るため、次のような施策を実施し、中小規模事業者等向けの資金供給を円滑に行ってまいります。

イ．審査スキルの向上

中小規模事業者等の実態に基づく審査スキルの向上を図るため、信用格付制度において、平成 20 年 4 月に実態貸借対照表作成基準の変更及び実態損益計算書の作成基準の新設を行い、キャッシュフローをより重視する目線の統一化を図りました。

今後も引続き資金需要の正確な把握(資金使途)と適切な貸出条件の設定等、目利き能力の向上に努めてまいります。

ロ．信用供与手法の多様化への対応強化

中小規模事業者等の多様化するニーズに的確に対応するとともに、担保又は保証に過度に依存しない融資の促進を図るためには、信用供与手法の多様化に向けた取組みを強化する必要があると認識しています。

現在、各地域の信用保証協会と提携し、スコアリングモデルを活用した事業者向けローンの取扱を行っております。

また、平成 21 年 7 月に、中小規模事業者等のビジネスモデルに適した資金供給を行うため、在庫や売掛債権等の流動資産を担保とする ABL(Asset Based Lending：動産・売掛債権担保融資)の取扱を開始いたしました。

さらに、平成 21 年 5 月に、借入ニーズやクレジットに合わせて案件ごとに適切なコベナントを契約書に規定することで、柔軟な融資スキームを構築し、競合他行との差別化を可能とするコベナント活用型融資の取扱を開始いたしました。

これらの取組み等を通じ、今後さらに融資商品の利便性を高め、中小規模事業者等への円滑な信用供与に努めてまいります。

③ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当行は、従来から中小規模事業者等向け信用供与の円滑化に努めております。

その結果、平成 21 年 3 月末における総資産に占める中小規模事業者等向け貸出比率は、32.48%、金額についても 5,595 億円と当行の貸出金全体に占める割合は 5 割を超えており、高い水準を維持しております。約定返済額も半期で 500 億円程度あり、この水準を維持・向上させていくことは相当の努力を要しますが、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、中小規模事業者等に円滑に資金供給を行うことが当行の最大の責務であると認識しています。

この認識に基づき、次のような施策を実施し、この水準を平成 24 年 3 月末において、比率で 32.55%、金額で 5,825 億円まで増加させてまいります。

イ．融資重点推進地域への人材の投入

融資増強が見込める地域において貸出金の増強を図るためには、重点的に人材を投入する必要があると認識しています。

現在、融資重点推進地域に事業先担当者を重点的に配置し、貸出金の増強を図っております。

今後もこの取組みをさらに強化し、幅広く中小規模事業者等との接点を増加させ、ニーズに迅速に対応するほか取引先の問題解決に適切に対応し、中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画の着実な達成を図ってまいります。

ロ．法人推進担当者、事業先担当者の有効訪問の強化

中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するためには、法人推進担当者による新規取引の開拓、事業先担当者による既事業融資先への取引深耕が重要課題であると認識しています。

今後においても、中小規模事業者等への有効訪問（融資や為替取引の推進等明確な目的を持った訪問）を強化し、ニーズの把握と的確な対応を行うことで円滑な資金供給を行ってまいります。

④ その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

中小規模事業者等のライフサイクルに応じた各段階でのきめ細かい支援は、地域密着型金融の不可欠の要素であると認識しています。

この認識に基づき、次のような施策を実施し、中小規模事業者等の様々な成長段階に合わせた審査機能を強化し、地域の金融円滑化の期待に応えてまいります。

イ．創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

地域における新事業、新技術に取り組む事業者を支援するため、産学官連携の強化・拡充に取り組んでおり、三重大学とは産学連携に関する包括協定を締結しております。

具体的には農林水産物の商品化、販路拡大などマーケティング面での共同研究の実施、三重大学との共同研究を行う企業の発掘などにより、地域の活性化に資する活動を行ってまいります。

また、創業、新事業融資に必要な資金についても保証協会、政府系金融機関等との協調融資などにより積極的に行ってまいります。

さらに、新商品や新技術等をもつ地域の隠れた有望企業に対し、「みえ新産業創造ファンド」（三重県産業支援センターが中心となって組成した三重県内のベンチャー企業を応援していくファンド）からの出資によりステップアップさせる等の取組にも努めてまいります。

ロ．経営に関する相談その他の取引先企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

取引先企業の経営相談及び支援機能の強化については、本部の企業支援部が中心となり、取引先の中から企業支援部が所管する先を特定債権先として

選定し営業店と協力しながら、事業改善や経営改善計画の策定等重点的に支援してまいります。

これまで「Scrum3（スクラム3）」「Scrum3 2nd」の名称で、特定債権先の中から旅館業、病院等の重要取引先を選定し、取引先企業・企業支援部・営業店が情報を共有し一体となって改善を行う取組を行ってまいりました。具体的には企業支援部が取引先に出向き実地調査、ヒアリング等を実施し、SWOT分析（企業の強み、弱みを明らかにするとともに外部の経営環境についても、機会、脅威の観点から整理しようとする分析手法）等を通じて取引先の問題点、課題の抽出、解決策の提案と改善計画の策定、モニタリング等の実施を行うものであり、引続きこの取組を実施してまいります。

また、特定債権先及びそれ以外の取引先の問題解決に必要なコンサルタントや弁護士、公認会計士、税理士などの専門家の紹介も積極的に実施してまいります。

ハ．早期の事業再生に資する方策

当行は、これまで専担部署である企業支援部が所管する特定債権先の中から事業再生の可能性がある取引先の選定を行い、積極的に事業再生に取り組んでまいりましたことから、事業再生案件処理数は減少傾向にあります。

今後は、これまでの事業再生先のモニタリング等のフォローの強化を図るとともに、事業再生の可能性がある取引先の選定も継続して行い、具体的な再生策を策定してまいります。

具体的には、中小企業診断士などの資格を持つ行員の配置等により、取引先へ当行の職員が出向くなどして、再建計画の策定や、計画のモニタリングなどの支援を行ってまいります。

また、必要に応じて中小企業再生支援協議会、RCCなどの外部機関、専門コンサルタントや弁護士、公認会計士などの専門家等との連携による事業再生取組を行ってまいります。

特に、中小企業再生支援協議会は地域における事業再生の重要なパートナーであると位置づけており、事業再生の重点的な取組として今後も連携を強めてまいります。

ニ．事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

事業承継に対する支援強化を図るため、事業承継チェックシートの活用や事業承継セミナー実施により取引先の顕在・潜在化した事業承継ニーズを発掘し、ニーズに応じた弁護士、税理士等の専門家、コンサルタント等を紹介等することにより積極的に取引先の事業承継問題の解決を支援してまいります。

特に、M&Aについては取引先の事業承継の重要な支援策として提携しているM&A専門会社等と協力しながら積極的に進めてまいります。

【経営改善の取組（表 29）】

（単位：先）

	18/9 期 実績	19/3 期 実績	19/9 期 実績	20/3 期 実績	20/9 期 実績	21/3 期 実績
創業・新事業開拓支援	2	5	1	4	2	3
経営相談	35	2	19	2	15	15
早期事業再生支援	2	8	1	7	1	1
事業承継支援	0	1	0	1	1	1
担保・保証に過度に依存しない融資促進	372	251	231	78	78	106
合計〔経営改善支援等取組数〕	411	267	252	92	97	126
取引先	13,219	13,293	13,184	13,228	13,148	13,156
経営改善等支援取組率 （＝経営改善等支援取組数/取引先）	3.10	2.00	1.91	0.69	0.73	0.95

	21/9 期 計画	22/3 期 計画	22/9 期 計画	23/3 期 計画	23/9 期 計画	24/3 期 計画
創業・新事業開拓支援	2	6	3	6	4	5
経営相談	21	11	23	17	27	21
早期事業再生支援	1	3	1	3	1	3
事業承継支援	2	3	2	3	2	3
担保・保証に過度に依存しない融資促進	104	109	107	109	107	109
合計〔経営改善支援等取組数〕	130	132	136	138	141	141
取引先	13,170	13,170	13,200	13,250	13,300	13,300
経営改善等支援取組率 （＝経営改善等支援取組数/取引先）	0.98	1.00	1.03	1.04	1.06	1.06

（注）「取引先」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係る SPC、及び当行の関連会社を含んでおります。

（注）「経営改善支援取り組み先」とは、次の 5 項目への取り組み先といたします。

1. 創業・新事業開拓支援先

- （1）三重大学との産学連携による農林水産品の商品化、販路開拓等のマーケティングの共同研究の対象として当行が紹介し具体的な取り組みを行った先、技術・研究開発ニーズを持つ取引先を三重大学等に紹介し共同研究等を行うこととなった先
- （2）「創業・新事業支援」融資商品等による融資を行った取引先として、三重県制度融資等の創業貸付及び三重県信用保証協会の新規事業関連保証による貸付、中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度の認定先への貸出を行った先
- （3）当行の仲介により「みえ新産業創造ファンド」等による出資を受けた先

2. 経営相談支援先

- （1）当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して助言を行った先として、担当部署である企業支援部が中心となり、事業改善支援、経営改善計画の策定支援を行った先
- （2）取引先との長期的な密度の高い関係から得られる情報を活用し、情報提供・経営指導・相談等のニー

ズへの対応を継続して行っている先として、担当部署である企業支援部が中心となり取引先の経営課題・問題点の洗い出し、解決策の検討、解決策の提案などを行った先、経営改善計画を継続的にフォローし改善取り組みを支援している先、経営革新制度の策定・申請等を支援した先

- (3) 取引先の経営改善取り組み等を行うため必要な専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）を紹介し助言を受け改善取り組みを行った先

3. 早期事業再生先

当行の職員が債務者企業へ出向き、再建計画の策定や計画のモニタリング等の支援を行った先、当行が主体的になり中小企業再生支援協議会、RCCなど外部機関、専門コンサルタントや弁護士、公認会計士など専門家等の関与により事業再生取組を行った先、DDS、DESなどを活用して事業再生取組を行った先

4. 事業承継支援先

- (1) 事業承継ニーズを持つ取引先に対して、必要な専門家（弁護士、税理士、コンサルタント等）を紹介し共同して問題解決支援を行った先
- (2) 提携しているM&A専門会社と協力しM&A取組みを成立させた先

5. 担保・保証に過度に依存しない融資促進先

- (1) シンジケートローンコミットメントライン、財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資商品で融資の提案を行った先
- (2) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、私募債等、信用格付を利用した信用供与の提案を行った先
- (3) ABL（Asset Based Lending）手法の活用等、動産・債権担保融資を行った先
- (4) 診療報酬、オートローン債権等、債権流動化の提案を行った先
- (5) PFI または地域開発プロジェクトの組成に向け、当行が地方公共団体または民間事業者に対して提案・アドバイス（研修会開催を含む）を行った先
- (6) スコアリングモデル等を活かした無担保、第三者保証人不要のビジネスローンで融資商品の取組みを行った先（保証付ローンを含む）

6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

(1) 金額・条件

発行金額・条件については下記の通りです。

	項目	内容
1	種類	株式会社第三銀行A種優先株式
2	申込期日(払込日)	平成21年9月30日
3	発行価額	1株につき500円
	非資本組入れ額	1株につき250円
4	発行総額	30,000百万円
5	発行株式数	60百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12ヶ月日本円TIBOR+1.00% (平成22年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成22年3月31日までの間の日数で日割計算により算出される割合とする) ただし、8%を上限とする
	優先中間配当	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成24年10月1日
	取得請求期間の終了日	平成36年9月30日
	当初取得価額 (当初転換価額)	取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。 (※5連続取引日は、取得請求期間の初日を含まず、東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値が算出されない日を除く)
	取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から(当該日含まない)の5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日(当該取締役会開催日までの30連続取引日(当該日含む)の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り)が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日(以下、「一斉取得日」という)をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から(当該日含まない)の5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

① 算定根拠

平成21年3月末の当行の自己資本比率は、連結で7.41%、単体で7.26%と、銀行法等で求められる水準を大きく上回る自己資本比率を維持し、健全性の懸念はないと認識しています。

しかしながら、長引く金融経済環境の低迷や実体経済の悪化に立ち向かい、真に地域経済活性化のお役に立つためには、フォワードルッキングの経営という考え方の下、資本増強が必要であると判断いたしました。

金額の算定に当たっては、地域経済及び中小規模事業者等の状況がさらに厳しさを増す中、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、今回の経営強化計画において表明している地域の中小規模事業者等の皆様等への円滑な資金供給を行うために必要な額といたしました。

なお、平成21年3月期決算では、保有する有価証券の今後下落リスクを極力排除するために思い切った減損処理を実施しておりますが、今回の国の資本参加を受けることによって、平成21年9月末の自己資本比率は10.3%程度となる見込みであります。

また、計画始期（平成21年3月末）における自己資本比率7.26%は、劣後社債の償還や貸出増強によるリスクアセットの増加要因などから、計画終期（平成24年3月末）には9.0%程度となる見込みですが、本計画に基づき、平成25年3月末以降については、上昇に転じる見通しです。

【単体自己資本比率の推移（表30）】

	21/3期 実績	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画
自己資本比率	7.26%	10.3%程度	9.2%程度	9.2%程度	9.1%程度	9.1%程度	9.0%程度

② 当該自己資本の活用方針

今回受け入れる公的資本により強固な財務基盤を確立するとともに、今回の経営強化計画に基づく様々な施策に積極的に取り組んでまいります。

特に、地域の中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大、経営改善への取り組みなど地域経済の発展に資するものとして活用いたします。

7. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

当行は従来から株主に安定的に配当を行う方針を掲げてきておりましたが、平成 21 年 3 月期の決算で、多額の赤字を計上することになりましたことから、平成 21 年 3 月期の期末配当につきましては見送ることとし、年間では中間配当の 2 円 50 銭のみといたしました。

平成 21 年 3 月期決算において生じた繰越欠損金は、平成 21 年 6 月開催の定時株主総会において利益準備金、退職給与積立金、別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えることにより解消いたしました。

今般の国による資本参加を踏まえ、今後、経営強化計画の実践による収益力の強化と業務の効率化を進め、内部留保の蓄積による公的資金の早期返済を目指すとともに、株主価値の向上のため、早期に年間配当 5 円の復配を行いたいと考えております。

平成 22 年 3 月期以降の配当につきましては、優先株式、普通株式とも期末配当のみとし、普通株式につきましては、平成 19 年度までと同様に 1 株あたり 5 円を安定的に維持していく方針です。

【普通株式の配当実績と計画（表 31）】

普通株式の配当	中間配当 (12 月支払)	期末配当 (翌年度 6 月支払)	年間合計
平成 20 年 3 月期までの実績	2 円 50 銭	2 円 50 銭	5 円 00 銭
平成 21 年 3 月期の実績	2 円 50 銭	—	2 円 50 銭
平成 22 年 3 月期以降の予定	—	5 円 00 銭	5 円 00 銭

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行では、月額報酬に加え、役員賞与支給という報酬体系となっております。

平成 21 年 3 月期の決算が赤字決算となったことを踏まえ、平成 21 年 1 月より取締役及び執行役員の報酬を 3%～10%カットしておりましたが、平成 21 年 5 月よりさらにカット幅を 12%～30%へ拡大いたしました。

また、平成 20 年度役員賞与についても、支給いたしておりません。

今後におきましても、業績を勘案した報酬及び賞与としていく方針です。

(3) 財源確保の方策

当行は、経営強化計画の着実な実行により、収益力の強化と業務の効率化を図り、安定した利益を確保することにより、公的資金の早期返済を目指してまいります。

経営強化計画の着実な達成を確保するために、頭取を委員長とし、役付取締役

を中心に構成する「リスク管理委員会」において、3 ヶ月毎に計画の進捗管理を行い、適切な計画の実施を確保してまいります。

経営強化計画においては、内部留保の蓄積を基本とする一方、株主価値の向上を図るため、安定的な普通株式の配当を実施することを計画しております。

今後、経営強化計画の着実な実行により収益力を強化し、コア業務純益の安定的な増加を図ることによって、平成 36 年 3 月末には 312 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 300 億円の返済原資は確保できると見込んでおります。

【当期純利益、利益剰余金の残高推移（表 32）】 (単位：億円)

	21/3 月末 実績	22/3 月末 計画	23/3 月末 計画	24/3 月末 計画	25/3 月末 計画	26/3 月末 計画	27/3 月末 計画	28/3 月末 計画
当期純利益	△276	15	24	23	28	30	31	37
利益剰余金	△56	8	15	20	31	43	56	75
	29/3 月末 計画	30/3 月末 計画	31/3 月末 計画	32/3 月末 計画	33/3 月末 計画	34/3 月末 計画	35/3 月末 計画	36/3 月末 計画
当期純利益	43	48	48	48	48	48	48	48
利益剰余金	101	131	161	191	221	251	282	312

*利益剰余金は、配当及び配当による利益準備金繰入額を当期純利益に対応する年度から控除しております。

*当期純利益の推移について

- ・ 当行は、融資重点推進地域への事業先担当者の増員・再配置等により、貸出金の増強に取り組むこと等によって、収益の増加を見込んでおり、平成 25 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの貸出金の増加額は、融資重点推進地域への事業先担当者の増員・再配置等営業体制強化の効果が発揮されるとともに、景気回復に伴って資金需要が徐々に増加すると見込んでいることから、過去 3 カ年の実績をベースとして、年間 300 億円程度の増加を計画しております。

なお、平成 24 年 3 月期までの貸出金利回りは、平成 20 年に実施された政策金利の引下げ等の影響から低下すると予想し、その後も保守的な観点から、平成 24 年 3 月期と同程度の水準としています。

これらにより、当期純利益は徐々に増加していく計画としております。

8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

① 経営管理に係る状況

イ 内部統制システムの基本方針

当行では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保する体制について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議制定しております。

また、連結子会社については、関連会社管理規程を定め管理の責任部署を総合企画部とし、関連会社に所在する各種リスクは、リスク管理部で総合的に管理する仕組みとしております。

当行グループにおいては、取締役会・監査役（会）による経営のモニタリングについて、主要な監督対象であるリスク管理態勢・コンプライアンス態勢を包括した内部管理態勢を構築しております。

ロ 財務報告に係る内部統制の基本方針

当行は、「内部統制システムの基本方針」の中で、企業集団における財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の適正な整備と運用を図るための態勢の構築を掲げております。

そのため、当行は金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」への対応として、取締役会において内部統制規程を制定し、当行グループにおける財務報告に係る内部統制に関する全社的な管理を行う部署として、総合企画部内に「内部統制室」を設置いたしました。

ハ 内部監査及び監査役監査、会計監査

内部監査部署である監査部は被監査部署から独立させ、取締役会直轄の組織とし、業務の牽制機能を図り、内部統制の有効性と効率性を検証しております。

また、監査結果を定期的に取り締役会及び監査役へ報告しております。

監査役（会）は、当行及び連結子会社への往査、重要書類の閲覧・調査等の業務監査を通じて内部管理態勢を検証するとともに、取締役会への出席等により取締役の職務執行の適法性と妥当性に関する監査を行っております。

監査役監査の実効性を確保するため、監査役は、会長・頭取と定期的な会合を設けて意見交換を実施するとともに、会計監査人と定期的に会合し、情報交換及び意見交換を実施しており、また、監査部と定期的に連絡会を開催し、情報交換及び意見交換を実施しております。

当行の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。

② 今後の方針

経営強化計画を本部及び営業店が実践する中で、そのプロセスと結果の適切性及び内部統制の妥当性、有効性について、頻度及び深度等に配慮し効率的かつ実効性のある内部監査を実施してまいります。

なお、監査で把握した問題点、評価については原因等の分析を行い取締役会に報告するとともに、その改善状況についてもフォローアップを行い、被監査部署の状況について会長・頭取に随時報告を行うなど、態勢の強化に努めてまいります。

また、業務の複雑化、高度化に伴い、当該業務等を十分検証できる専門性と必要な知識を有する人材の育成を行ってまいります。

イ コンプライアンス態勢の監査

法令等遵守体制、法令等違反の有無、職員のコンプライアンス認識・理解度、浸透度について、帳票、ヒアリングにより検証の強化に努めてまいります。

ロ 顧客保護等管理態勢の監査

リスク商品等での顧客説明、顧客サポート等に係る苦情、相談への対応、顧客情報管理、外部委託管理を中心に検証の強化に努めてまいります。

ハ 各種リスク管理態勢の監査

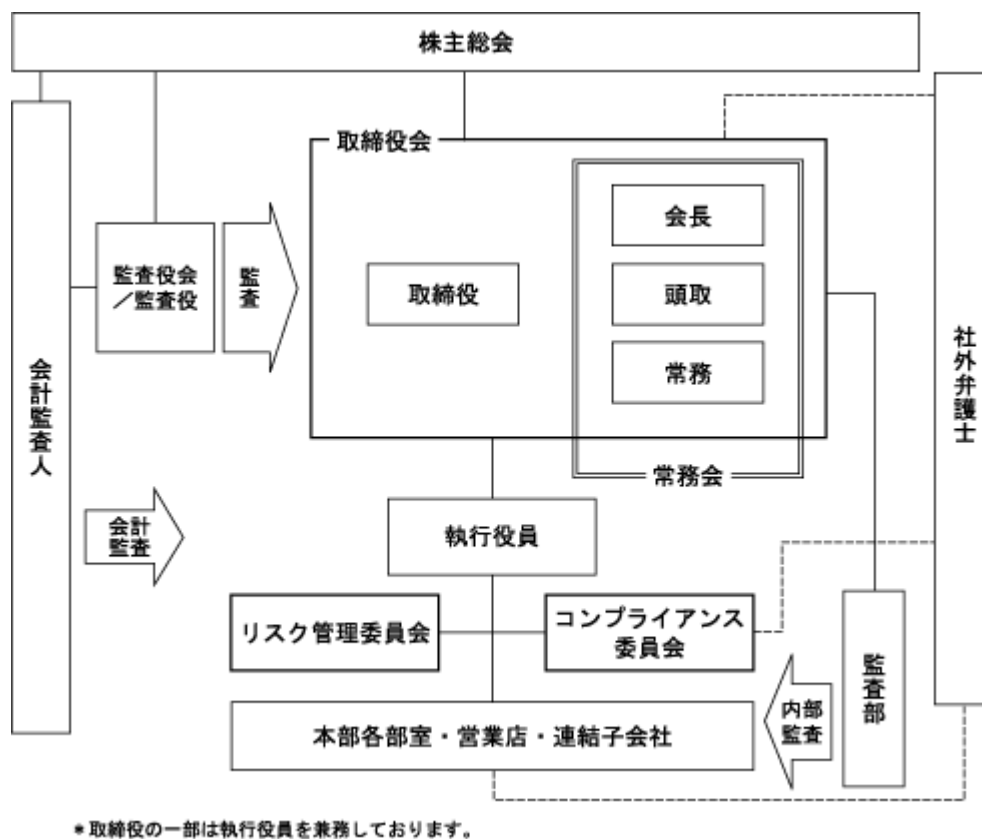
信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク）について、担当部及び営業店での管理の状況と有効性の検証強化に努めてまいります。

ニ 監査役との連携

内部監査部門である監査部は、監査計画、監査結果について、監査役に定期的に報告を行うとともに、随時意見・情報交換等を実施しております。

今後も監査指摘事項のフォローアップ等について監査役との協力体制をさらに強めるなど、監査機能の発揮に努めてまいります。

＜当行の経営管理体制＞



（２）各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

① リスク管理の状況

当行のリスク管理態勢は、銀行経営に係る各種リスクを掌握し、問題点及び課題を抽出し対応策を検討するとともに、銀行全体のリスクを管理・統括することを基本方針に、リスク管理統括部署としてリスク管理部を設置し、リスク管理態勢の充実・強化を図っております。

取締役会において制定されたリスク管理の基本方針（リスク・マネジメント・トータル・プラン）に基づき、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等につきまして、それぞれの基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討・実施を行っていく体制を整備しています。

具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とし、役付取締役を中心に構成する「リスク管理委員会」とその下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置し、総合的なリスクの管理を行っております。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの６つのリスク管理執行グループを設け、リスク管理をより機動的に行える体制をとっております。

それぞれのリスク管理の状況は次のとおりです。

イ 統合的なリスク管理

銀行経営に係る各種リスクを掌握するという基本方針に基づき、銀行全体のリスクを適切に把握し管理しております。

ロ 信用リスク管理

信用リスク管理の基本方針、信用リスク管理規定、クレジットポリシーをそれぞれ定め、リスク管理を行っております。

個社毎に信用リスクの度合いに応じて 11 段階に分けた信用格付により、融資取組時の決裁権限や貸出基準金利の設定を区別しているほか、自己査定においては債務者区分の判定に使用し、信用格付区分と整合した自己査定を実施しております。

信用リスクの計量については、信用格付区分に応じたデフォルト率を基に格付区分毎の信用リスク量を測定し、自己資本と比較を行っております。

ハ 市場リスク管理

市場リスクの管理態勢の整備・確立を図るとともに、当行の直面する市場リスクを適切に管理するため、「市場関連リスク管理の基本方針」及び「市場関連リスク管理規定」を定め管理しております。

ニ 流動性リスク管理

流動性リスクの適切な管理・判断が行えるよう管理体制を整備するという基本方針に基づき、資金繰りリスク及び市場流動性リスクから成る流動性リスクを適切に把握し管理しております。

ホ 事務リスク管理

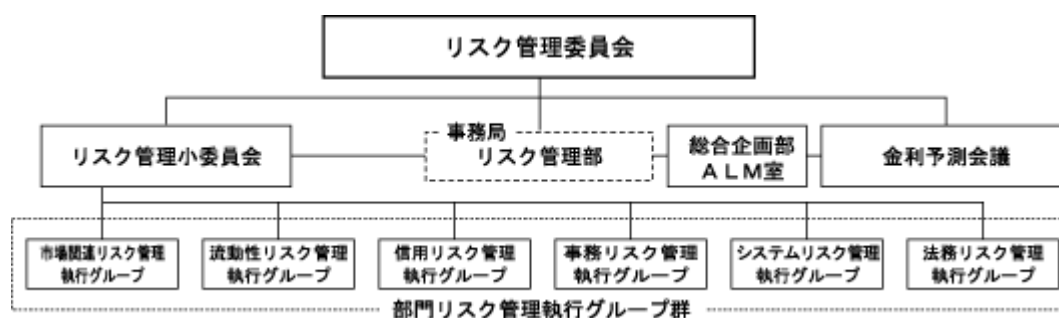
事務リスクを適切に評価し、軽減させるという基本方針に基づき、全ての業務に存在する事務リスクについて把握、管理及び発生の防止に努めております。

ヘ システムリスク管理

情報資産の保護及びシステム全般に通じるリスクを把握し管理するという基本方針に基づき、勘定系及び情報系等のシステム全般に通じるリスクを適切に把握し管理しております。

ト 法務リスク管理

法令等の遵守違反及び法律関係における不確実性等が生じることにより被るリスクの軽減を図るという基本方針に基づき、全ての業務に存在する法務リスクについて適切に把握し管理しております。



② 今後の方針

今般の世界的な金融危機を契機とする有価証券市場の急激な下落による保有有価証券の減損処理や、企業業績の悪化による信用コストの増加を主な原因として、今般の平成 21 年 3 月期に大幅な赤字を計上したことを踏まえ、当行のリスク管理体制をさらに強化することが課題であると認識しています。

イ 統合的なリスク管理

資本参加後の平成 21 年 9 月末より、統合的なリスク管理におけるリスクに対する資本配賦を Tier1 ベースとし、Tier2 はバッファー資本としての位置づけとし、資本配賦の見直しを実施いたします。

ロ 信用リスク管理

信用コストの削減を図るとともに、中小規模事業者等の資金ニーズに対する資金供給態勢を強化していくため、与信集中リスクの抑制や、リスクテイク能力の向上に努めるほか、取引先の破綻事例を検証し、職員の融資判断能力のアップに活かしてまいります。

ハ 市場リスク管理

市場リスク管理において、管理不能のリスクや不測のリスクが顕在化することによる損失の発生を抑えるため、ミドル部門のリスク管理態勢の強化を図ります。

ニ 流動性リスク管理

流動性リスク管理の基本方針に基づき、資金繰りリスク及び市場流動性リスクから成る流動性リスクを適切に把握してまいります。

ホ 事務リスク管理

事務リスクを適切に評価し軽減させるために、部店内検査体制及び事務指導体制を整備し、その結果に基づく改善・指導を行うことで堅確な事務体制を構築してまいります。

へ システムリスク管理

システム全般に通じるリスク及び個別のシステムに内在するリスクを把握し管理してまいります。

ト 法務リスク管理

法令の遵守違反及び取引上の契約等において、法律関係における不確実性等が生じることにより被るリスクの軽減を図ってまいります。

機能強化のための計画の前提条件

(前提となる経済環境)

国内経済は、米国リーマン・ブラザーズ破綻が引き金となった世界同時不況の影響から輸出、生産とも大幅に減少し、急速に悪化しております。

今後の見通しにつきましては、海外経済の低迷を背景に、引き続き輸出と生産は低調に推移すると考えられます。

また、雇用不安や所得の減少から個人消費も低迷が続くとみられます。

このようなことから、計画期間中の国内経済は、後半には一部回復の兆しが見込まれるものの、全般に低調な推移を予想しております。

このような状況のもと、当行の主たる営業基盤である三重県経済は、自動車工業、電気機械工業など輸出型製造業のウエイトが高く、景気回復には時間を要すると予想しております。

(金利)

政策金利は、平成 21 年度、平成 22 年度は景気が低迷するため据え置かれると予想します。平成 23 年度に入ると景気は回復の兆しが見込まれますが、本格的な回復が定着するまで政策金利は据え置かれると予想しております。

こうしたことから、本計画期間内においては、無担保コール翌日物及び TIBOR 3M は、現行程度の水準が続くと予想しております。

長期金利につきましては、政策金利が据え置かれること、国内経済は低調な動きが続く、物価上昇率はゼロ近傍で推移することなどから、平成 22 年度は概ね横ばい、その後若干上昇すると予想しております。

なお、仮に、新発 10 年国債利回りが 1.40%で推移しても、計画の目標達成に問題はありません。

(為替)

米国経済については、景気刺激策などの対応とそれに伴う財政赤字の拡大懸念とが交錯する一方で、日本経済も世界的な需要の落ち込みから、引続き低調に推移すると考えられます。

こうしたことから、本計画期間内においては、現行程度の水準が続くと予想しております。

(株価)

国内景気は平成 21 年度、平成 22 年度と低調な推移が続くと見込んでおりますが、平成 23 年度には回復の兆しが見込まれることから、株価は平成 23 年度に入ると景気回復期待の高まりとともに上昇すると予想しております。

しかし、本格的な回復には時間を要するため、保守的に予想しております。

【各種指標（表 33）】

指標	H21/3 実績	H21/9 前提	H22/3 前提	H22/9 前提	H23/3 前提	H23/9 前提	H24/3 前提
無担保コール翌日物(%)	0.088	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
TIBOR 3M(%)	0.650	0.557	0.557	0.557	0.557	0.557	0.557
新発10年国債利回り(%)	1.340	1.400	1.400	1.400	1.400	1.450	1.450
為替(円/ドル)	98.30	95.60	95.60	95.60	95.60	95.60	95.60
日経平均株価(円)	8,109	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

*平成21年7月末日のTIBOR 3Mは、0.557%。

*平成21年7月末日の為替(円/ドル)は、95.60円。

*平成21年7月末日の日経平均株価は、10,356円。

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

第3条第1項に定められる提出書類

目 次

株式の引受けに係る申込みの理由	 1
第 100 期（平成 21 年 3 月末現在）連結貸借対照表	 2
第 100 期（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日）連結損益計算書	 14
第 100 期（平成 21 年 3 月末現在）連結株主資本等変動計算書	 16
連結自己資本比率の状況	 20
第 100 期（平成 21 年 3 月 31 日現在）貸借対照表（単体）	 22
第 100 期（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日）損益計算書（単体）	 34
第 100 期（平成 21 年 3 月末現在）株主資本等変動計算書（単体）	 36
自己資本比率の状況（単体）	 39
第 101 期第 1 四半期連結貸借対照表（平成 21 年 6 月末現在）	 40
第 101 期第 1 四半期連結損益計算書（自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 21 年 6 月 30 日）	 41
第 101 期第 1 四半期貸借対照表（平成 21 年 6 月末現在）	 42
第 101 期第 1 四半期損益計算書（自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 21 年 6 月 30 日）	 43
四半期報告書（第 101 期第 1 四半期）	 44

内閣府令第3条 第1項 第1号に掲げる書類

- 株式の引受けに係る申込みの理由書

株式の引受けに係る申込みの理由書

平成 21 年 9 月 7 日

本店又は主たる 事務所の所在地	三重県松阪市京町 510 番地
商号又は名称	株式会社 第三銀行
代 表 者	取締役頭取 伊藤 準一

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第3条第1項に基づく株式の引受けに係る申込の理由は以下のとおりであります。

記

当行は、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、中小規模事業者等に円滑に資金供給を行うことが地域金融機関としての最大の責務であると認識いたしております。

現在の中小規模事業者等を取り巻く厳しい環境に鑑み、厳しい状況に直面する地域経済の活性化に向けて、地域中小規模事業者等への円滑な資金供給の強化など、地域金融機関としての責務を果たすためには、金融機能強化法の趣旨に則り、フォワードルッキングの経営という考え方の下、資本増強を図ることで財務基盤を一層強固なものにする必要があると判断し、株式の引受けに係る申込を申請いたします。

以上

内閣府令第3条 第1項 第2号に掲げる書類

- 貸借対照表等、損益計算書、株主資本等変動計算書、自己資本比率を記載した書面

第100期（平成21年3月31日現在）連結財務諸表

- ①連結貸借対照表
- ②連結損益計算書
- ③連結株主資本等変動計算書
- ④連結自己資本比率（国内基準）

第100期（平成21年3月31日現在）財務諸表

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ④自己資本比率（国内基準）

- 最近の日計表

第101期第1四半期（平成21年6月30日現在）

- ①連結貸借対照表
- ②連結損益計算書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書

- その他の最近における業務、財産、損益の状況を知ることのできる書類

四半期報告書（第101期 第1四半期）

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※6 64,643	※6 58,193
コールローン及び買入手形	30,000	50,000
商品有価証券	1,739	1,439
金銭の信託	2,728	1,653
有価証券	※6, ※13 487,850	※6, ※13 454,494
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 1,083,149	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 1,110,085
外国為替	※5 2,063	※5 1,456
その他資産	※6 35,443	※6 23,348
有形固定資産	※9, ※10 27,910	※9, ※10 28,028
建物	6,397	6,249
土地	※8 18,339	※8 18,398
建設仮勘定	39	156
その他の有形固定資産	3,133	3,225
無形固定資産	1,230	1,668
ソフトウェア	1,144	1,582
その他の無形固定資産	86	85
繰延税金資産	16,567	14,657
支払承諾見返	※13 6,161	※13 4,803
貸倒引当金	△16,008	△17,476
資産の部合計	1,743,479	1,732,353
負債の部		
預金	※6 1,596,891	※6 1,628,056
譲渡性預金	—	3,000
借入金	※6, ※11 18,427	※6, ※11 16,499
外国為替	41	5
社債	※12 17,000	※12 17,000
その他負債	24,086	16,681
賞与引当金	1,061	875
役員賞与引当金	21	12
退職給付引当金	5,984	6,122
役員退職慰労引当金	283	311
睡眠預金払戻損失引当金	113	107
偶発損失引当金	51	240
再評価に係る繰延税金負債	※8 3,988	※8 3,897
支払承諾	※13 6,161	※13 4,803
負債の部合計	1,674,114	1,697,613
純資産の部		
資本金	22,461	22,461
資本剰余金	17,761	17,761
利益剰余金	29,287	873
自己株式	△880	△1,161
株主資本合計	68,629	39,934
その他有価証券評価差額金	△4,299	△9,879
繰延ヘッジ損益	△186	△64
土地再評価差額金	※8 3,401	※8 3,269
評価・換算差額等合計	△1,085	△6,674
少数株主持分	1,821	1,480
純資産の部合計	69,365	34,740
負債及び純資産の部合計	1,743,479	1,732,353

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 6社 主要な連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 6社 同 左 (2) 非連結子会社 同 左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 6社	同 左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。 なお、市場価格を時価として算定した場合に比べて、「有価証券」は3,113百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は3,113百万円増加しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定して算出した現在価値に基づき算出しております。なお、主たる価格決定変数は、国債の利回り及び価格並びにスワップション・ボラティリティであります。 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 動 産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	② 無形固定資産 同 左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,163百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,522百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同 左
	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(7) 役員賞与引当金の計上基準 同 左
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（9,212百万円）については、厚生年金基金の代行部分について平成14年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けたことにより、平成15年3月31日現在の残高は2,962百万円となっており、15年による按分額を費用処理しております。	(8) 退職給付引当金の計上基準 同 左
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。 なお、当連結会計年度の期首に計上すべき過年度相当額337百万円については特別損失に計上しております。 これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円減少し、経常利益は同額増加しております。また、特別損失は337百万円増加し、税金等調整前当期純利益は283百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所にて記載しております。	
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は35百万円、特別損失は78百万円それぞれ増加し、経常利益は35百万円、税金等調整前当期純利益は113百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。	
	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当連結会計年度から将来の負担金支払見込額を計上しております。 これにより、その他の経常費用が51百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左
	(13) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	———

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 同 左
	(15) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15) 消費税等の会計処理 同 左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
——	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,694百万円、延滞債権額は23,393百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は818百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,337百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,243百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,365百万円であります。	※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,701百万円、延滞債権額は22,366百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,203百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,915百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,186百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,744百万円であります。

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																										
※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>預け金</td><td>100百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>16,841百万円</td></tr> <tr> <td>預り手形</td><td>750百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産</td><td>1,028百万円</td></tr> <tr> <td>未経過リース料</td><td>10,000百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>2,649百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>8,609百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券30,409百万円を差し入れております。 非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金は409百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。 ※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、452,322百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが446,167百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	預け金	100百万円	有価証券	16,841百万円	預り手形	750百万円	その他資産	1,028百万円	未経過リース料	10,000百万円	預金	2,649百万円	借入金	8,609百万円	※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>預け金</td><td>100百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>41,489百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産</td><td>649百万円</td></tr> <tr> <td>未経過リース料</td><td>7,066百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>2,824百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>6,103百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券31,128百万円を差し入れております。 非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金は392百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。 ※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、495,450百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが491,045百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	預け金	100百万円	有価証券	41,489百万円	その他資産	649百万円	未経過リース料	7,066百万円	預金	2,824百万円	借入金	6,103百万円
預け金	100百万円																										
有価証券	16,841百万円																										
預り手形	750百万円																										
その他資産	1,028百万円																										
未経過リース料	10,000百万円																										
預金	2,649百万円																										
借入金	8,609百万円																										
預け金	100百万円																										
有価証券	41,489百万円																										
その他資産	649百万円																										
未経過リース料	7,066百万円																										
預金	2,824百万円																										
借入金	6,103百万円																										

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,479百万円	※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,730百万円
※9. 有形固定資産の減価償却累計額 17,966百万円	※9. 有形固定資産の減価償却累計額 18,371百万円
※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,006百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)	※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,995百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。	※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
※12. 社債は劣後特約付社債17,000百万円であります。	※12. 社債は劣後特約付社債17,000百万円であります。
※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,364百万円であります。	※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,093百万円であります。

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	53,799	47,531
資金運用収益	35,687	33,742
貸出金利息	24,759	24,734
有価証券利息配当金	10,668	8,801
コールローン利息及び買入手形利息	173	136
預け金利息	3	4
その他の受入利息	82	66
役務取引等収益	4,880	4,519
その他業務収益	2,925	1,417
その他経常収益	10,306	7,851
経常費用	51,487	76,893
資金調達費用	5,970	6,185
預金利息	4,995	5,278
譲渡性預金利息	—	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	5	4
借用金利息	377	348
社債利息	329	329
金利スワップ支払利息	253	216
その他の支払利息	8	7
役務取引等費用	2,458	2,078
その他業務費用	5,145	12,553
営業経費	22,795	22,687
その他経常費用	15,117	33,387
貸倒引当金繰入額	3,064	10,798
その他の経常費用	※1 12,052	※1 22,588
経常利益又は経常損失(△)	2,312	△29,362
特別利益	13	67
固定資産処分益	2	60
償却債権取立益	11	7
特別損失	713	158
固定資産処分損	52	94
減損損失	※3 190	※3 63
その他の特別損失	※2 471	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	1,612	△29,453
法人税、住民税及び事業税	85	187
法人税等調整額	476	△1,651
法人税等合計		△1,464
少数株主損失(△)	△6	△343
当期純利益又は当期純損失(△)	1,057	△27,645

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)																							
※ 1. その他の経常費用には、貸出金償却292百万円、株式等償却1,107百万円、債権売却による損失563百万円を含んでおります。	※ 1. その他の経常費用には、貸出金償却176百万円、株式等償却13,517百万円、債権売却による損失101百万円を含んでおります。																							
※ 2. その他の特別損失には、役員退職慰労引当金の過年度分繰入額337百万円、睡眠預金払戻損失引当金の過年度分繰入額78百万円を含んでおります。																								
※ 3. 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び使用方法の変化により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、190百万円を減損損失として特別損失に計上しております。	※ 3. 当連結会計年度において、地価の下落及び使用方法の変化により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、63百万円を減損損失として特別損失に計上しております。																							
<table><tr><th>地域</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr><tr><td rowspan="2">三重県内</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>159百万円</td></tr><tr><td>営業店舗</td><td>土地等</td><td>31百万円</td></tr></table>	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地	159百万円	営業店舗	土地等	31百万円	<table><tr><th>地域</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr><tr><td>三重県内</td><td>遊休資産</td><td>土地・建物</td><td>49百万円</td></tr><tr><td>三重県外</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>14百万円</td></tr></table>	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地・建物	49百万円	三重県外	遊休資産	土地	14百万円
地域	用途	種類	減損損失																					
三重県内	遊休資産	土地	159百万円																					
	営業店舗	土地等	31百万円																					
地域	用途	種類	減損損失																					
三重県内	遊休資産	土地・建物	49百万円																					
三重県外	遊休資産	土地	14百万円																					
資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。 資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。	資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。 資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。																							

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	22,461	22,461
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	22,461	22,461
資本剰余金		
前期末残高	17,761	17,761
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,761	17,761
利益剰余金		
前期末残高	29,042	29,287
当期変動額		
剰余金の配当	△919	△899
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,057	△27,645
土地再評価差額金の取崩	106	131
当期変動額合計	244	△28,413
当期末残高	29,287	873
自己株式		
前期末残高	△216	△880
当期変動額		
自己株式の取得	△664	△281
当期変動額合計	△664	△281
当期末残高	△880	△1,161
株主資本合計		
前期末残高	69,048	68,629
当期変動額		
剰余金の配当	△919	△899
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,057	△27,645
自己株式の取得	△664	△281
土地再評価差額金の取崩	106	131
当期変動額合計	△419	△28,694
当期末残高	68,629	39,934

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31 日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,408	△4,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15,707	△5,579
当期変動額合計	△15,707	△5,579
当期末残高	△4,299	△9,879
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△579	△186
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	392	122
当期変動額合計	392	122
当期末残高	△186	△64
土地再評価差額金		
前期末残高	3,507	3,401
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△106	△131
当期変動額合計	△106	△131
当期末残高	3,401	3,269
評価・換算差額等合計		
前期末残高	14,336	△1,085
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15,421	△5,589
当期変動額合計	△15,421	△5,589
当期末残高	△1,085	△6,674
少数株主持分		
前期末残高	1,850	1,821
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△28	△341
当期変動額合計	△28	△341
当期末残高	1,821	1,480
純資産合計		
前期末残高	85,236	69,365
当期変動額		
剰余金の配当	△919	△899
当期純利益又は当期純損失（△）	1,057	△27,645
自己株式の取得	△664	△281
土地再評価差額金の取崩	106	131
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15,450	△5,930
当期変動額合計	△15,870	△34,625
当期末残高	69,365	34,740

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
合計	184,358	—	—	184,358	
自己株式					
普通株式	502	1,785	—	2,288	(注)
合計	502	1,785	—	2,288	

(注) 自己株式の普通株式数の増加1,785千株は、自己株式の買付による増加1,688千株、単元未満株式の買取りによる増加97千株であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	460	2.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	459	2.5	平成19年9月30日	平成19年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	455	その他利益 剰余金	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

Ⅱ 当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
合計	184,358	—	—	184,358	
自己株式					
普通株式	2,288	790	—	3,078	(注)
合計	2,288	790	—	3,078	

(注) 自己株式の普通株式数の増加790千株は、自己株式の買付による増加671千株、単元未満株式の買取りによる増加119千株であります。

2 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	455	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	453	2.5	平成20年9月30日	平成20年12月10日

④【自己資本比率の状況】

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年3月31日	平成21年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	22,461	22,461
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	17,761	17,761
	利益剰余金	29,287	873
	自己株式(△)	880	1,161
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	470	13
	その他有価証券の評価差損(△)	4,299	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,821	1,480
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	65,680	41,401
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,325	3,225
	一般貸倒引当金	6,199	5,964
	負債性資本調達手段等	22,400	20,700
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	22,400	20,700
	計	31,924	29,890
	うち自己資本への算入額 (B)	31,924	29,890
控除項目	控除項目(注4) (C)	480	494
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	97,124	70,797
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	921,055	886,924
	オフ・バランス取引等項目	11,408	9,840
	信用リスク・アセットの額 (E)	932,463	896,764
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	59,502	57,528
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,760	4,602
	計 (E)+(F) (H)	991,965	954,293
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.79	7.41
(参考) Tier1比率=A/H×100(%)		6.62	4.33

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	64,189	57,735
現金	37,023	50,041
預け金	27,166	7,693
コールローン	30,000	50,000
商品有価証券	1,739	1,439
商品国債	1,739	1,439
金銭の信託	2,728	1,653
有価証券	※1, ※7, ※14 487,655	※1, ※7, ※14 454,311
国債	178,396	173,100
地方債	33,953	36,772
社債	104,276	108,908
株式	43,835	30,782
その他の証券	127,193	104,747
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 1,089,951	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 1,117,361
割引手形	※6 19,053	※6 14,414
手形貸付	92,290	78,781
証書貸付	829,433	879,349
当座貸越	149,173	144,816
外国為替	2,063	1,456
外国他店預け	1,681	1,063
買入外国為替	※6 311	※6 330
取立外国為替	70	63
その他資産	15,972	5,922
未決済為替貸	182	152
前払費用	47	44
未収収益	2,632	2,488
金融派生商品	7	—
その他の資産	※7 13,102	※7 3,235
有形固定資産	※10, ※11 26,008	※10, ※11 26,037
建物	6,250	6,109
土地	※9 18,072	※9 18,131
リース資産		106
建設仮勘定	39	156
その他の有形固定資産	1,645	1,535
無形固定資産	1,219	1,638
ソフトウェア	1,136	1,557
その他の無形固定資産	82	81
繰延税金資産	15,617	14,147
支払承諾見返	※14 6,117	※14 4,780
貸倒引当金	△12,439	△13,723
資産の部合計	1,730,823	1,722,763

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
預金	※7 1,600,345	※7 1,632,175
当座預金	67,082	61,935
普通預金	482,480	477,820
貯蓄預金	17,005	16,175
通知預金	9,978	7,211
定期預金	989,578	1,034,332
定期積金	17,818	16,562
その他の預金	16,402	18,137
譲渡性預金	—	3,000
借入金	8,087	8,053
借入金	※12 8,087	※12 8,053
外国為替	41	5
売渡外国為替	41	5
社債	※13 17,000	※13 17,000
その他負債	20,364	13,127
未決済為替借	248	221
未払法人税等	136	124
未払費用	3,868	5,013
前受収益	1,436	1,244
給付補てん備金	13	17
金融派生商品	2,148	1,773
リース債務	—	111
その他の負債	12,511	4,620
賞与引当金	987	806
役員賞与引当金	8	—
退職給付引当金	5,941	6,076
役員退職慰労引当金	248	273
睡眠預金払戻損失引当金	113	107
偶発損失引当金	51	240
再評価に係る繰延税金負債	※9 3,988	※9 3,897
支払承諾	※14 6,117	※14 4,780
負債の部合計	1,663,296	1,689,543
純資産の部		
資本金	22,461	22,461
資本剰余金	17,761	17,761
資本準備金	17,761	17,761
利益剰余金	29,197	761
利益準備金	6,434	6,434
その他利益剰余金	22,763	△5,673
退職給与積立金	591	591
別途積立金	15,844	15,844
繰越利益剰余金	6,326	△22,109
自己株式	△808	△1,089
株主資本合計	68,612	39,894
その他有価証券評価差額金	△4,298	△9,879
繰延ヘッジ損益	△186	△64
土地再評価差額金	※9 3,401	※9 3,269
評価・換算差額等合計	△1,084	△6,674
純資産の部合計	67,527	33,219
負債及び純資産の部合計	1,730,823	1,722,763

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。 なお、市場価格を時価として算定した場合に比べて、「有価証券」は3,113百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は3,113百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定して算出した現在価値に基づき算出しております。なお、主たる価格決定変数は、国債の利回り及び価格並びにスワップション・ボラティリティであります。 (2) 同 左

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 動 産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
	—	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数をした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)
5. 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として決算 日の為替相場による円換算額を付して おります。	同 左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,163百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,522百万円であります。

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同 左
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	——
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（9,212百万円）については、厚生年金基金の代行部分について平成14年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けたことにより、平成15年3月31日現在の残高は2,962百万円となっており、15年による按分額を費用処理しております。	(4) 退職給付引当金 同 左
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4 月13日)が平成19年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。 なお、当事業年度の期首に計上すべき過年度相当額308百万円については、特別損失に計上しております。 これにより、従来の方法に比べ営業経費は60百万円減少し、経常利益は同額増加しております。また、特別損失は308百万円増加し、税引前当期純利益は248百万円減少しております。	
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4 月13日)が平成19年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は35百万円、特別損失は78百万円それぞれ増加し、経常利益は35百万円、税引前当期純利益は113百万円それぞれ減少しております。	
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当事業年度から将来の負担金支払見込額を計上しております。 これにより、その他の経常費用が51百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	同 左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。	同 左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
——	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3 月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる資産、負債及び損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※1. 関係会社の株式総額 81百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,335百万円、延滞債権額は22,639百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は774百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,271百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,020百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※1. 関係会社の株式総額 81百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,317百万円、延滞債権額は21,644百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,155百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,849百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,966百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前事業年度 (平成20年 3月31日)	当事業年度 (平成21年 3月31日)								
※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,365百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>16,841百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>2,649百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券30,409百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他の資産のうち保証金は399百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、446,152百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが439,997百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	16,841百万円	預金	2,649百万円	※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,744百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>41,489百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>2,824百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券31,128百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他の資産のうち保証金は382百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、480,479百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが476,073百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	41,489百万円	預金	2,824百万円
有価証券	16,841百万円								
預金	2,649百万円								
有価証券	41,489百万円								
預金	2,824百万円								

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,479百万円	※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,730百万円
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 17,758百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,152百万円
※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,006百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)	※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,995百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。	※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
※13. 社債は劣後特約付社債17,000百万円であります。	※13. 社債は劣後特約付社債17,000百万円であります。
※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,364百万円であります。	※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,093百万円であります。

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
経常収益	45,393	40,137
資金運用収益	35,553	33,667
貸出金利息	24,645	24,670
有価証券利息配当金	10,652	8,793
コールローン利息	173	136
預け金利息	0	2
その他の受入利息	81	65
役務取引等収益	4,148	3,804
受入為替手数料	1,400	1,341
その他の役務収益	2,748	2,462
その他業務収益	2,925	1,417
商品有価証券売買益	27	—
国債等債券売却益	2,897	1,417
その他経常収益	2,766	1,248
株式等売却益	2,493	954
その他の経常収益	272	294
経常費用	43,201	69,729
資金調達費用	5,797	6,047
預金利息	5,004	5,288
譲渡性預金利息	—	0
コールマネー利息	5	4
借用金利息	203	207
社債利息	329	329
金利スワップ支払利息	253	216
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	2,517	2,142
支払為替手数料	300	293
その他の役務費用	2,217	1,848
その他業務費用	5,145	12,553
外国為替売買損	731	0
商品有価証券売買損	—	0
国債等債券売却損	503	504
国債等債券償還損	15	—
国債等債券償却	2,607	11,507
金融派生商品費用	1,288	540
営業経費	22,928	22,959
その他経常費用	6,813	26,027
貸倒引当金繰入額	2,630	10,331
貸出金償却	95	—
株式等売却損	773	669
株式等償却	1,105	13,489
金銭の信託運用損	1,403	1,068
その他の経常費用	※1 804	※1 468
経常利益又は経常損失 (△)	2,191	△29,592
特別利益	2	61
固定資産処分益	—	60
償却債権取立益	2	1
特別損失	626	157
固定資産処分損	48	94
減損損失	※3 190	※3 63
その他の特別損失	※2 386	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	1,567	△29,688
法人税、住民税及び事業税	52	55
法人税等調整額	484	△2,084
法人税等合計		△2,029
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,031	△27,658

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																							
※1. その他の経常費用には、債権売却による損失563百万円を含んでおります。	※1. その他の経常費用には、債権売却による損失101百万円を含んでおります。																							
※2. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金の過年度分繰入額308百万円、睡眠預金払戻損失引当金の過年度分繰入額78百万円であります。	—																							
※3. 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び使用方法の変化により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し190百万円を減損損失として特別損失に計上しております。	※3. 当事業年度において、地価の下落及び使用方法の変化により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し63百万円を減損損失として特別損失に計上しております。																							
<table><tr><td>地域</td><td>用途</td><td>種類</td><td>減損損失</td></tr><tr><td rowspan="2">三重県内</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>159百万円</td></tr><tr><td>営業店舗</td><td>土地等</td><td>31百万円</td></tr></table>	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地	159百万円	営業店舗	土地等	31百万円	<table><tr><td>地域</td><td>用途</td><td>種類</td><td>減損損失</td></tr><tr><td>三重県内</td><td>遊休資産</td><td>土地・建物</td><td>49百万円</td></tr><tr><td>三重県外</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>14百万円</td></tr></table>	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地・建物	49百万円	三重県外	遊休資産	土地	14百万円
地域	用途	種類	減損損失																					
三重県内	遊休資産	土地	159百万円																					
	営業店舗	土地等	31百万円																					
地域	用途	種類	減損損失																					
三重県内	遊休資産	土地・建物	49百万円																					
三重県外	遊休資産	土地	14百万円																					
資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。 資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。	資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。 資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。																							

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	22,461	22,461
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	22,461	22,461
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	17,761	17,761
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,761	17,761
資本剰余金合計		
前期末残高	17,761	17,761
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,761	17,761
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	6,434	6,434
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,434	6,434
その他利益剰余金		
退職給与積立金		
前期末残高	591	591
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	591	591
別途積立金		
前期末残高	15,844	15,844
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,844	15,844
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,108	6,326
当期変動額		
剰余金の配当	△919	△909
当期純利益又は当期純損失(△)	1,031	△27,658
土地再評価差額金の取崩	106	131
当期変動額合計	218	△28,436
当期末残高	6,326	△22,109
利益剰余金合計		
前期末残高	28,979	29,197
当期変動額		
剰余金の配当	△919	△909
当期純利益又は当期純損失(△)	1,031	△27,658
土地再評価差額金の取崩	106	131
当期変動額合計	218	△28,436
当期末残高	29,197	761

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
自己株式		
前期末残高	△144	△808
当期変動額		
自己株式の取得	△664	△281
当期変動額合計	△664	△281
当期末残高	△808	△1,089
株主資本合計		
前期末残高	69,058	68,612
当期変動額		
剰余金の配当	△919	△909
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,031	△27,658
自己株式の取得	△664	△281
土地再評価差額金の取崩	106	131
当期変動額合計	△446	△28,717
当期末残高	68,612	39,894
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,407	△4,298
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△15,706	△5,580
当期変動額合計	△15,706	△5,580
当期末残高	△4,298	△9,879
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△579	△186
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	392	122
当期変動額合計	392	122
当期末残高	△186	△64
土地再評価差額金		
前期末残高	3,507	3,401
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△106	△131
当期変動額合計	△106	△131
当期末残高	3,401	3,269
評価・換算差額等合計		
前期末残高	14,336	△1,084
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△15,420	△5,589
当期変動額合計	△15,420	△5,589
当期末残高	△1,084	△6,674
純資産合計		
前期末残高	83,394	67,527
当期変動額		
剰余金の配当	△919	△909
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,031	△27,658
自己株式の取得	△664	△281
土地再評価差額金の取崩	106	131
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△15,420	△5,589
当期変動額合計	△15,866	△34,307
当期末残高	67,527	33,219

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	352	1,785	—	2,138	(注)
合計	352	1,785	—	2,138	

(注) 普通株式の増加1,785千株は、自己株式の買付による増加1,688千株、単元未満株式の買取りによる増加97千株であります。

II 当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,138	790	—	2,928	(注)
合計	2,138	790	—	2,928	

(注) 普通株式の増加790千株は、自己株式の買付による増加671千株、単元未満株式の買取りによる増加119千株であります。

④【自己資本比率の状況】

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年 3 月31日	平成21年 3 月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	22,461	22,461
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	17,761	17,761
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	6,434	6,434
	その他利益剰余金	22,763	△5,673
	その他	—	—
	自己株式(△)	808	1,089
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	455	—
	その他有価証券の評価差損(△)	4,298	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	63,857	39,894
補充的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,325	3,225
	一般貸倒引当金	5,786	5,888
	負債性資本調達手段等	22,400	19,947
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	22,400	19,947
控除項目	計	31,511	29,060
	うち自己資本への算入額 (B)	31,511	29,060
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	94,888	68,460
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	907,744	876,554
	オフ・バランス取引等項目	11,361	9,815
	信用リスク・アセットの額 (E)	919,105	886,370
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	57,677	55,765
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,614	4,461
	計 (E) + (F) (H)	976,783	942,135
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.71	7.26
(参考) Tier1比率 = A / H × 100 (%)		6.53	4.23

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

①【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	34,937	58,193
コールローン及び買入手形	38,000	50,000
商品有価証券	1,648	1,439
金銭の信託	1,968	1,653
有価証券	493,948	454,494
貸出金	1,093,538	1,110,085
外国為替	1,587	1,456
その他資産	26,228	23,348
有形固定資産	27,693	28,028
無形固定資産	1,625	1,668
繰延税金資産	13,924	14,657
支払承諾見返	4,727	4,803
貸倒引当金	△16,750	△17,476
資産の部合計	1,723,076	1,732,353
負債の部		
預金	1,611,155	1,628,056
譲渡性預金	—	3,000
借入金	15,281	16,499
外国為替	7	5
社債	17,000	17,000
その他負債	15,894	16,681
賞与引当金	440	875
役員賞与引当金	—	12
退職給付引当金	6,233	6,122
役員退職慰労引当金	272	311
睡眠預金払戻損失引当金	107	107
偶発損失引当金	252	240
再評価に係る繰延税金負債	3,894	3,897
支払承諾	4,727	4,803
負債合計	1,675,267	1,697,613
純資産の部		
資本金	22,461	22,461
資本剰余金	17,761	17,761
利益剰余金	1,903	873
自己株式	△1,164	△1,161
株主資本合計	40,961	39,934
その他有価証券評価差額金	1,993	△9,879
繰延ヘッジ損益	△23	△64
土地再評価差額金	3,266	3,269
評価・換算差額等合計	5,236	△6,674
少数株主持分	1,611	1,480
純資産の部合計	47,808	34,740
負債及び純資産の部合計	1,723,076	1,732,353

②【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
経常収益	13,211	11,453
資金運用収益	8,804	8,076
(うち貸出金利息)	6,172	5,894
(うち有価証券利息配当金)	2,564	2,165
役務取引等収益	1,130	1,213
その他業務収益	992	254
その他経常収益	2,284	1,909
経常費用	11,085	9,531
資金調達費用	1,576	1,386
(うち預金利息)	1,349	1,182
役務取引等費用	360	392
その他業務費用	839	—
営業経費	5,941	5,701
その他経常費用	2,367	2,050
経常利益	2,126	1,922
特別利益	1	4
固定資産処分益	0	—
償却債権取立益	1	4
特別損失	4	19
固定資産処分損	4	0
減損損失	—	18
税金等調整前四半期純利益	2,123	1,907
法人税、住民税及び事業税	41	44
法人税等調整額	813	701
法人税等合計		745
少数株主利益	22	135
四半期純利益	1,245	1,026

③【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る要約貸借 対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	34,380	57,735
コールローン	38,000	50,000
商品有価証券	1,648	1,439
金銭の信託	1,968	1,653
有価証券	493,759	454,311
貸出金	1,101,298	1,117,361
外国為替	1,587	1,456
その他資産	8,973	5,922
有形固定資産	26,069	26,037
無形固定資産	1,596	1,638
繰延税金資産	13,446	14,147
支払承諾見返	4,708	4,780
貸倒引当金	△13,055	△13,723
資産の部合計	1,714,383	1,722,763
負債の部		
預金	1,615,188	1,632,175
譲渡性預金	—	3,000
借入金	8,036	8,053
外国為替	7	5
社債	17,000	17,000
その他負債	12,196	13,127
賞与引当金	408	806
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	6,187	6,076
役員退職慰労引当金	255	273
金融先物取引責任準備金	107	107
証券取引責任準備金	252	240
繰延税金負債	3,894	3,897
支払承諾	4,708	4,780
負債の部合計	1,668,243	1,689,543
純資産の部		
資本金	22,461	22,461
資本剰余金	17,761	17,761
利益剰余金	1,774	761
自己株式	△1,092	△1,089
株主資本合計	40,904	39,894
その他有価証券評価差額金	1,992	△9,879
繰延ヘッジ損益	△23	△64
土地再評価差額金	3,266	3,269
評価・換算差額等合計	5,235	△6,674
純資産の部合計	46,140	33,219
負債及び純資産の部合計	1,714,383	1,722,763

④【四半期損益計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
経常収益	11,517	9,716
資金運用収益	8,780	8,048
(うち貸出金利息)	6,151	5,874
(うち有価証券利息配当金)	2,563	2,157
役務取引等収益	1,039	1,048
その他業務収益	992	254
その他経常収益	705	365
経常費用	9,454	8,005
資金調達費用	1,535	1,356
(うち預金利息)	1,349	1,185
役務取引等費用	452	406
その他業務費用	839	—
営業経費	6,002	5,788
その他経常費用	625	452
経常利益	2,063	1,711
特別利益	0	1
固定資産処分益	0	—
貸倒引当金戻入益	0	1
特別損失	4	19
固定資産処分損	4	0
減損損失	—	18
税引前四半期純利益	2,060	1,693
法人税、住民税及び事業税	12	12
法人税等調整額	813	671
法人税等合計		683
四半期純利益	1,234	1,009

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第101期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
【会社名】	株式会社第三銀行
【英訳名】	The Daisan Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 伊 藤 準 一
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【電話番号】	(0598)23-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 岩 間 弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋1丁目17番10号 株式会社第三銀行東京支店
【電話番号】	(03)5250-3411
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 川 合 清 友
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 株式会社第三銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅5丁目2番15号) 株式会社第三銀行東京支店 (東京都中央区京橋1丁目17番10号) 株式会社第三銀行大阪支店 (大阪市中央区南船場1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日)	平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	13,211	11,453	47,531
経常利益(△は経常損失)	百万円	2,126	1,922	△29,362
四半期純利益	百万円	1,245	1,026	—
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	—	—	△27,645
純資産額	百万円	69,735	47,808	34,740
総資産額	百万円	1,737,146	1,723,076	1,732,353
1株当たり純資産額	円	373.56	254.85	183.47
1株当たり四半期純利益金額	円	6.84	5.66	—
1株当たり当期純利益金額(△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	△152.33
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	3.90	2.68	1.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	11,469	4,784	△10,343
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△37,688	△28,136	5,046
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△574	△9	△1,187
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	36,805	33,750	57,113
従業員数	人	1,665	1,696	1,600

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。なお、平成20年度連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がなく、また、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	1,696 [526]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員589人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	1,582 [426]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員473人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当行の連結ベースでの業績は、次のとおりであります。

財政状態につきましては、資産の部合計は前連結会計年度末比92億円減少し1兆7,230億円、負債の部合計は前連結会計年度末比223億円減少し1兆6,752億円となりました。また、純資産の部合計は前連結会計年度末比130億円増加し478億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、預金は個人預金は増加したものの、法人預金が減少したために前連結会計年度末比169億円減少し1兆6,111億円となりました。貸出金は季節的な要因などにより前連結会計年度末比165億円減少し1兆935億円となりました。また、有価証券は前連結会計年度末比394億円増加し4,939億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は有価証券利息配当金や金融派生商品収益の減少を主因として、前第1四半期連結会計期間比17億58百万円減少し114億53百万円、経常費用は経費の削減を図ったことに加え、有価証券関連コストが減少したことなどから、前第1四半期連結会計期間比15億54百万円減少し95億31百万円となりました。その結果、経常利益は前第1四半期連結会計期間比2億4百万円減少し19億22百万円、四半期純利益は前第1四半期連結会計期間比2億19百万円減少し10億26百万円となりました。

事業のセグメント別情報につきましては、銀行業において経常収益が前第1四半期連結会計期間比18億1百万円減少し97億16百万円、経常利益が前第1四半期連結会計期間比3億52百万円減少し17億11百万円となりました。リース業において経常収益は前第1四半期連結会計期間比4百万円減少し17億98百万円、経常利益は前第1四半期連結会計期間比97百万円増加し1億9百万円となりました。また、その他の事業において経常収益は前第1四半期連結会計期間比1億12百万円増加し6億20百万円、経常利益は前第1四半期連結会計期間比45百万円増加し1億7百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は、前第1四半期連結会計期間に比べ国内業務部門の資金運用収支が4億36百万円、国際業務部門の資金運用収支が1億3百万円それぞれ減少したため、合計で前第1四半期連結会計期間比5億40百万円減少して66億90百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門・国際業務部門の合計で前第1四半期連結会計期間比51百万円増加し、8億21百万円となり、その他業務収支は、国内業務部門・国際業務部門の合計で前第1四半期連結会計期間比1億1百万円増加し、2億54百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	6,642	587	—	7,230
	当第1四半期連結会計期間	6,206	484	—	6,690
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	8,164	742	△103	8,804
	当第1四半期連結会計期間	7,572	593	△90	8,076
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	1,522	154	△103	1,573
	当第1四半期連結会計期間	1,366	108	△90	1,385
役務取引等収支	前第1四半期連結会計期間	758	11	—	770
	当第1四半期連結会計期間	815	6	—	821
うち役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	1,114	15	—	1,130
	当第1四半期連結会計期間	1,203	9	—	1,213
うち役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	356	4	—	360
	当第1四半期連結会計期間	388	3	—	392
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	△19	173	—	153
	当第1四半期連結会計期間	142	111	—	254
うちその他業務収益	前第1四半期連結会計期間	791	201	—	992
	当第1四半期連結会計期間	142	111	—	254
うちその他業務費用	前第1四半期連結会計期間	811	27	—	839
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—

- (注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第1四半期連結会計期間2百万円、当第1四半期連結会計期間1百万円）を控除して表示しております。
3. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門においては前第1四半期連結会計期間比89百万円増加し12億3百万円、国際業務部門においては6百万円減少し9百万円、合計では前第1四半期連結会計期間比83百万円増加し12億13百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門においては前第1四半期連結会計期間比32百万円増加し3億88百万円、国際業務部門においては前第1四半期連結会計期間比1百万円減少し3百万円、合計では前第1四半期連結会計期間比32百万円増加し3億92百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	1,114	15	—	1,130
	当第1四半期連結会計期間	1,203	9	—	1,213
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結会計期間	305	—	—	305
	当第1四半期連結会計期間	287	—	—	287
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	329	14	—	344
	当第1四半期連結会計期間	304	9	—	314
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間	166	—	—	166
	当第1四半期連結会計期間	106	—	—	106
うち代理業務	前第1四半期連結会計期間	115	—	—	115
	当第1四半期連結会計期間	233	—	—	233
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結会計期間	100	—	—	100
	当第1四半期連結会計期間	99	—	—	99
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間	97	0	—	98
	当第1四半期連結会計期間	172	0	—	173
役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	356	4	—	360
	当第1四半期連結会計期間	388	3	—	392
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	70	4	—	74
	当第1四半期連結会計期間	65	3	—	68

- (注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間における取引額です。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	1,593,395	8,771	1,602,167
	当第1四半期連結会計期間	1,602,036	9,118	1,611,155
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	555,047	—	555,047
	当第1四半期連結会計期間	550,371	—	550,371
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	1,027,148	—	1,027,148
	当第1四半期連結会計期間	1,040,596	—	1,040,596
うちその他	前第1四半期連結会計期間	11,199	8,771	19,971
	当第1四半期連結会計期間	11,068	9,118	20,187
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—
総合計	前第1四半期連結会計期間	1,593,395	8,771	1,602,167
	当第1四半期連結会計期間	1,602,036	9,118	1,611,155

(注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年 6 月 30 日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1, 066, 380	100. 00
製造業	142, 868	13. 40
農業	1, 988	0. 19
林業	838	0. 08
漁業	1, 690	0. 16
鉱業	1, 594	0. 15
建設業	77, 740	7. 29
電気・ガス・熱供給・水道業	9, 232	0. 86
情報通信業	5, 160	0. 48
運輸業	34, 483	3. 23
卸売・小売業	108, 130	10. 14
金融・保険業	37, 115	3. 48
不動産業	115, 259	10. 81
各種サービス業	147, 375	13. 82
地方公共団体	57, 355	5. 38
その他	325, 546	30. 53
特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1, 066, 380	—

業種別	平成21年 6 月 30 日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1, 093, 538	100. 00
製造業	150, 971	13. 80
農業, 林業	2, 742	0. 25
漁業	1, 515	0. 14
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1, 464	0. 13
建設業	78, 814	7. 21
電気・ガス・熱供給・水道業	11, 440	1. 05
情報通信業	4, 788	0. 44
運輸業, 郵便業	41, 523	3. 80
卸売業, 小売業	105, 925	9. 69
金融業, 保険業	35, 027	3. 20
不動産業, 物品賃貸業	146, 831	13. 43
各種サービス業	126, 978	11. 61
地方公共団体	72, 109	6. 59
その他	313, 402	28. 66
特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1, 093, 538	—

(注) 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、当四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、コールローン等の収益性の低い資産から、余剰資金を有価証券等の収益性の高い資産へシフトさせたことなどにより、営業活動によるキャッシュ・フローは4,784百万円のプラス（前第1四半期連結会計期間比6,685百万円減少）、投資活動によるキャッシュ・フローは28,136百万円のマイナス（前第1四半期連結会計期間比9,552百万円増加）となりました。一方、財務活動によるキャッシュ・フローは9百万円のマイナス（前第1四半期連結会計期間比565百万円増加）となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ23,362百万円減少して33,750百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動については該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	徳重支店	愛知県 名古屋市	新設	店舗	245	0	自己資金	21.6	21.12

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
A種優先株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,358,000	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株で あります。
計	184,358,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年6月30日	—	184,358	—	22,461,151	—	17,761,633

(注) 平成21年6月24日開催の定時株主総会において、資本準備金17,761百万円を取崩し、その他資本剰余金へ振替えることについて決議しております。なお、資本準備金取崩の効力発生日は平成21年8月31日であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成21年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,928,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 180,425,000	180,425	同上
単元未満株式	普通株式 1,005,000	—	同上
発行済株式総数	184,358,000	—	—
総株主の議決権	—	180,425	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式87株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	2,928,000	—	2,928,000	1.58
計	—	2,928,000	—	2,928,000	1.58

(注) 当第1四半期会計期間末日現在における自己名義所有株式数は、2,938,000株です。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	303	277	284
最低(円)	255	256	257

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役	常務取締役 審査第一部長 審査第二部長	外 山 弘	平成21年8月3日
常務取締役	常務取締役 システム企画部長	金 児 佳 孝	平成21年8月3日

第5 【経理の状況】

1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）の四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※2 34,937	※2 58,193
コールローン及び買入手形	38,000	50,000
商品有価証券	1,648	1,439
金銭の信託	1,968	1,653
有価証券	※2, ※4 493,948	※2, ※4 454,494
貸出金	※1 1,093,538	※1 1,110,085
外国為替	1,587	1,456
その他資産	※2 26,228	※2 23,348
有形固定資産	※3 27,693	※3 28,028
無形固定資産	1,625	1,668
繰延税金資産	13,924	14,657
支払承諾見返	※4 4,727	※4 4,803
貸倒引当金	△16,750	△17,476
資産の部合計	1,723,076	1,732,353
負債の部		
預金	1,611,155	1,628,056
譲渡性預金	—	3,000
借入金	15,281	16,499
外国為替	7	5
社債	17,000	17,000
その他負債	15,894	16,681
賞与引当金	440	875
役員賞与引当金	—	12
退職給付引当金	6,233	6,122
役員退職慰労引当金	272	311
睡眠預金払戻損失引当金	107	107
偶発損失引当金	252	240
再評価に係る繰延税金負債	3,894	3,897
支払承諾	※4 4,727	※4 4,803
負債の部合計	1,675,267	1,697,613
純資産の部		
資本金	22,461	22,461
資本剰余金	17,761	17,761
利益剰余金	1,903	873
自己株式	△1,164	△1,161
株主資本合計	40,961	39,934
その他有価証券評価差額金	1,993	△9,879
繰延ヘッジ損益	△23	△64
土地再評価差額金	3,266	3,269
評価・換算差額等合計	5,236	△6,674
少数株主持分	1,611	1,480
純資産の部合計	47,808	34,740
負債及び純資産の部合計	1,723,076	1,732,353

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
経常収益	13,211	11,453
資金運用収益	8,804	8,076
(うち貸出金利息)	6,172	5,894
(うち有価証券利息配当金)	2,564	2,165
役務取引等収益	1,130	1,213
その他業務収益	992	254
その他経常収益	2,284	1,909
経常費用	11,085	9,531
資金調達費用	1,576	1,386
(うち預金利息)	1,349	1,182
役務取引等費用	360	392
その他業務費用	839	—
営業経費	5,941	5,701
その他経常費用	※1 2,367	※1 2,050
経常利益	2,126	1,922
特別利益	1	4
固定資産処分益	0	—
償却債権取立益	1	4
特別損失	4	19
固定資産処分損	4	0
減損損失	—	18
税金等調整前四半期純利益	2,123	1,907
法人税、住民税及び事業税	41	44
法人税等調整額	813	701
法人税等合計		745
少数株主利益	22	135
四半期純利益	1,245	1,026

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,123	1,907
減価償却費	522	1,629
減損損失	—	18
貸倒引当金の増減(△)	△306	△726
賞与引当金の増減額(△は減少)	△531	△435
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△21	△12
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△82	111
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△10	△38
偶発損失引当金の増減(△)	59	12
資金運用収益	△8,804	△8,076
資金調達費用	1,576	1,386
有価証券関係損益(△)	594	△28
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△369	△314
為替差損益(△は益)	△1	0
固定資産処分損益(△は益)	4	0
貸出金の純増(△)減	16,769	16,546
預金の純増減(△)	5,276	△16,900
譲渡性預金の純増減(△)	—	△3,000
商品有価証券の純増(△)減	290	△208
コールローン等の純増(△)減	△8,000	12,000
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△265	△105
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△842	△1,217
その他資産の純増(△)減	9,618	△2,661
その他負債の純増減(△)	△13,129	△843
外国為替(資産)の純増(△)減	269	△131
外国為替(負債)の純増減(△)	△28	2
資金運用による収入	8,552	7,869
資金調達による支出	△1,722	△1,874
小計	11,543	4,908
法人税等の支払額	△74	△124
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,469	4,784
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△46,067	△45,108
有価証券の売却による収入	1,940	3,011
有価証券の償還による収入	7,569	14,354
有形固定資産の取得による支出	△646	△266
無形固定資産の取得による支出	△482	△127
有形固定資産の除却による支出	△1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,688	△28,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△450	—
少数株主への配当金の支払額	△7	△7
自己株式の取得による支出	△117	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△574	△9
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△26,792	△23,362
現金及び現金同等物の期首残高	63,598	57,113
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 36,805	※1 33,750

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当ありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成21年3月期の予想損失率を適用して計上しております。
3. 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
4. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当ありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																								
※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>破綻先債権額</td><td>3,751百万円</td></tr> <tr> <td>延滞債権額</td><td>20,906百万円</td></tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td><td>1,514百万円</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td><td>1,824百万円</td></tr> </table> なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※2. 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものであることから記載しております。 <table> <tr> <td>預け金</td><td>100百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>42,032百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産</td><td>574百万円</td></tr> <tr> <td>未経過リース料</td><td>6,058百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券30,305百万円を差し入れております。 非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金は392百万円であります。 ※3. 有形固定資産の減価償却累計額 18,580百万円 ※4. 有価証券中の社債のうち有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,574百万円であります。	破綻先債権額	3,751百万円	延滞債権額	20,906百万円	3ヵ月以上延滞債権額	1,514百万円	貸出条件緩和債権額	1,824百万円	預け金	100百万円	有価証券	42,032百万円	その他資産	574百万円	未経過リース料	6,058百万円	※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>破綻先債権額</td><td>3,701百万円</td></tr> <tr> <td>延滞債権額</td><td>22,366百万円</td></tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td><td>2,203百万円</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td><td>1,915百万円</td></tr> </table> なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※2. 担保に供している資産 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券31,128百万円を差し入れております。 非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金は392百万円であります。 ※3. 有形固定資産の減価償却累計額 18,371百万円 ※4. 有価証券中の社債のうち有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,093百万円であります。	破綻先債権額	3,701百万円	延滞債権額	22,366百万円	3ヵ月以上延滞債権額	2,203百万円	貸出条件緩和債権額	1,915百万円
破綻先債権額	3,751百万円																								
延滞債権額	20,906百万円																								
3ヵ月以上延滞債権額	1,514百万円																								
貸出条件緩和債権額	1,824百万円																								
預け金	100百万円																								
有価証券	42,032百万円																								
その他資産	574百万円																								
未経過リース料	6,058百万円																								
破綻先債権額	3,701百万円																								
延滞債権額	22,366百万円																								
3ヵ月以上延滞債権額	2,203百万円																								
貸出条件緩和債権額	1,915百万円																								

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1. その他経常費用には、貸出金償却28百万円、貸倒引当金繰入額544百万円及び株式等償却176百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額364百万円、株式等売却損18百万円及び株式等償却4百万円を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)																
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年6月30日現在 <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td><td>38,116</td></tr> <tr> <td>定期預け金</td><td>△441</td></tr> <tr> <td>その他の預け金</td><td>△869</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>36,805</td></tr> </table>	現金預け金勘定	38,116	定期預け金	△441	その他の預け金	△869	現金及び現金同等物	36,805	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年6月30日現在 <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td><td>34,937</td></tr> <tr> <td>定期預け金</td><td>△441</td></tr> <tr> <td>その他の預け金</td><td>△745</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>33,750</td></tr> </table>	現金預け金勘定	34,937	定期預け金	△441	その他の預け金	△745	現金及び現金同等物	33,750
現金預け金勘定	38,116																
定期預け金	△441																
その他の預け金	△869																
現金及び現金同等物	36,805																
現金預け金勘定	34,937																
定期預け金	△441																
その他の預け金	△745																
現金及び現金同等物	33,750																

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	184,358
合計	184,358
自己株式	
普通株式	3,088
合計	3,088

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

該当ありません。

基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	11,478	1,570	163	13,211	—	13,211
(2) セグメント間の内部 経常収益	39	232	344	616	(616)	—
計	11,517	1,802	508	13,828	(616)	13,211
経常利益	2,063	12	62	2,138	(12)	2,126

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他の事業……クレジットカード、現金整理受託業等

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	9,682	1,539	232	11,453	—	11,453
(2) セグメント間の内部 経常収益	34	258	388	681	(681)	—
計	9,716	1,798	620	12,135	(681)	11,453
経常利益	1,711	109	107	1,928	(5)	1,922

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他の事業……クレジットカード、現金整理受託業等

【所在地別セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

その他有価証券で時価のあるもの(平成21年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	30,277	33,066	2,788
債券	341,355	343,710	2,355
国債	188,982	192,406	3,424
地方債	45,172	45,978	805
社債	107,200	105,326	△1,874
その他	109,653	106,514	△3,139
合計	481,286	483,291	2,004

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当第1四半期連結会計期間末日における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理する事としております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮の上、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理する事としております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。なお、市場価格を時価として算定した場合に比べて、「有価証券」は3,388百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は3,388百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定して算出した現在価値に基づき算出しております。なお、主たる価格決定変数は、国債の利回り及び価格並びにスワップション・ボラティリティであります。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引(平成21年6月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	8,806	171	171
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	171	171

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	254.85	183.47

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 金額	円	6.84	5.66

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	1,245	1,026
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期 純利益	百万円	1,245	1,026
普通株式の期中平均株 式数	千株	181,926	181,272

2. なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樽 本 修 平 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 所 直 好 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月12日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樽 本 修 平 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 所 直 好 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。